季刊

労働統研

クォータリー

1996年春季号

●ナショナル・ミニマムの確立と

日本の最低賃金制運動

黒川 俊雄



特集 「新保守主義経済学」と日本の労働者

「新保守主義経済学」と日本における規制緩和万能論 小谷 崇

島田晴夫「新産業雇用創出論」批判 北野 正一

反動的政治経済学と労働運動 藤吉 信博

国際・国内動向

ベトナムの新しい労働法典 芹沢 寿良

男女雇用機会均等問題研究会報告に関連して
坂本/福子

一均等法・労基法改悪をめぐる動き一

ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク(大阪)の発足///越堂/静子

書評

飯盛信男著『平成不況とサービス産業』

井上英夫・上村政彦・脇田滋編著

↑ユ央ス・エヤ政長・伽田巡酬者 『高齢者医療保障―日本と先進諸国』

労働総研クォータリー

第22号 (1996年春季号)

_________**|**

次-----



	●ナショナル	レ・ミニマムの確立と日本の最低賃	金制運動	黒川	俊雄	2
	特 集●「	新保守主義経済学」と日本の労働者				
		■「新保守主義経済学」と日本にお	ける規制緩和万能論…	小谷	崇	11
		■島田晴夫「新産業雇用創出論」批	判	北野	正一	23
		■反動的政治経済学と労働運動		藤吉	信博	28
国際・国内動向						
	,	■ベトナムの新しい労働法典	••••••		寿良	36
		■男女雇用機会均等問題研究会報告	に関連して	坂本	福子	39
		―均等法・労基法改悪をめぐる動				
		■ワーキング・ウイメンズ・ネット	ワーク(大阪)の発足…	越堂	静子	42
	書評●館	坂盛信男著『平成不況とサービス産	業』	中原	弘二	45
	• =	井上英夫・上村政彦・脇田滋編著				
		『高齢者医療保障―日本と先進	諸国』	野村	拓	47
	新刊紹介●月	☆岡曻他編『労使紛争と法─解決へ	の道』 斎藤 周 ●釒	令木勉他編『高 歯		49
		也域福祉プラン』 村田 隆一 ● 東』 儀我壮一郎	3野秀逸著『保健活動	の歩み―人間・	仕会・	
	•	欠号予告	10 ●編集後記			52

ナショナル・ミニマムの確立と 日本の最低賃金制運動

黒川 俊雄

はじめに

ナショナル・ミニマム (national minimum) などという横文字をなぜ使うんだ、という疑問 をもつ人が少なくないだろう。最近日本では、 とくに若者の間で、横文字がやたらにはやって いるからではない。16世紀にいち早く農奴制が 廃止されたイギリスで、18世紀に発足した救貧 法は、度々改定されながら存続してきたが、19世 紀末から20世紀にかけて、ブース(Ch. Booth) やラウントリー(B.C.Rowntree)によって貧民 調査がおこなわれて工業都市のスラムに住む貧 民が産業革命期よりも多くなったと推定される ほど貧困が再び大きな社会問題になった。そし て救貧法改革論争がまたまたさかんになり、そ の結果1905年に王立救貧法委員会が発足して 1909年に報告をまとめることになった。しかし 意見の一致が得られず、救貧法を改正すること を主張する多数派報告に対して、救貧法を廃止 して新しい制度を成立させる必要があると主張 するベアトリー・ウエッブ (B. Webb) を中心と する少数派報告に現われた理念がこのナショナ ル・ミニマムである。それは、慈恵として貧者 を救う救貧法ではなくて、国民の生存権を保障 する新しい社会保障制度への道を指し示すもの であった。

他方、イギリスでは、1970年代の「大不況」

のもとで、最低賃金の原則を採用するようにな った「新組合運動」は、マルクスが「法定最低 賃金」を「理論的に無意味」とし、エンゲルス が「愚案」とする主張にしたがったためか、低 賃金の未組織労働者を組織化する方針をとった が、最低賃金制運動を展開しようとはしなかっ た。ところが、女子が大多数を占める低賃金で 働く人々の苦汗制 (sweating system) の詳細な 調査がはじめられ、それが例外的な事実にすぎ ないことを証明しようとした大商人ブースが 1886年に私費を投じてはじめた調査は、それが 例外的ではないことを明らかにした結果、1888 年に上院苦汗制特別委員会が設置された。また、 すでにディルク夫妻 (Ch.&.L.Dilk) が未組織 の女子労働者を組織化するだけでは苦汗制の問 題を解決しえないという結論に実践を通じて到 達し、賃金の最低率を決定する委員会方式の最 低賃金制を具体化する苦汗産業法案(Sweating Industries Bill) を1898年議会に提出したが、成 立せず、その後年々提出したにもかかわらず、 成立しなかった。ところがイギリス本国の「過 剰人口のはけ口」としての植民地であるオース トラリア、ニュージーランドで、本国の強い影 響を受けて最低賃金制がいちはやく成立したの で、イギリス本国でも、その反作用で、1906年 にディルクの提出した反苦汗制法案が下院で可 決されて、商務省の苦汗産業の賃率調査がすす

められ、全国反苦汗制連盟が結成されて最低賃金制運動が全国的に拡大し高揚した結果、1909年、商務大臣ウイストン・チャーチルの上提した職業委員会法案が議会で成立し、当面四業種だけしか適用されなかったとはいえ、法的拘束力をもった最低賃金を決定する制度が生まれ、その後適用範囲が拡大されていった。

このような最低賃金制の成立の歴史から、ウ ェッブ夫妻は、その著『産業民主制』(Industrial Democracy, 1920) の中で、ナショナル・ミニマ ムを、「苦汗制」に代表される「産業寄生主義」 からコミュニティをまもることを目的とする政 策としてとらえ、これを完全に有効なものにす るためには、これを賃金に適用した「生活賃金 論」にもとづく最低賃金制が必要であるとし、 しかもこの最低賃金さえも得られない人々がい るという「雇用不可能」の問題がおこるが、こ の問題はナショナル・ミニマムの法律による決 定によってひきおこされるものではないと指摘 している。この指摘は、いま欧米諸国において、 最低賃金の決定をやめたり、低くしたりして、 大量失業を減らそうとしても減らないという現 状に照らしてみて、きわめて重要である。現在、 世界的に雇用増大のない経済成長しかみられな いとき、この現状を打開するのは、まさに地域・ コミュニティに密着した産業の民主的変革であ り、そのテコとなるのがナショナルミニマム・ その中軸である全国一律最低賃金制の確立にほ かならない。

ここで見落としてはならないのは、かつて「雇用不可能」の問題はナショナル・ミニマムの決定によってひきおこされるものではないとウェッブによって消極的に指摘されたことが、「雇用不可能」とナショナル・ミニマムを下まわる貧困とを同時にひきおこしている産業内にある原因を除去するということを意味していたとすれ

ば、現在その原因が、先進諸国の産業内だけでなく、その海外直接投資によって「雇用不可能」と貧困がいっそう深刻になっている発展途上諸国の産業との国際関係にあるということである。それゆえ、第一次世界大戦後設立されたILOは、完全雇用やナショナル・ミニマム確立によって各国の国際競争条件を均等化しようとしていたのに、いまや先進諸国は失業、「雇用不可能」問題を解決するという口実のもとに、失業と貧困による低賃金労働力を利用しうる発展途上諸国への直接投資・多国籍企業化をすすめることによって自国の最低賃金制、ナショナル・ミニマムを放棄しても、より低い賃金・労働条件によって輸出競争力を強化しようとして「規制緩和」を追求するようになってきている。

このような国際的に困難な情勢の下で、日本でも、「賃金破壊」「雇用破壊」がおこっている限り、最低賃金制の確立とこれを中軸とするナショナル・ミニマムの確立は、極めて重要な課題であるとともに、困難極まる課題であり、先進諸国による雇用確保、協同による就業確保の課題と不可分であり、先進諸国によるよいで表現を上諸国の労働組合との連帯を見たとび域内市場の国境による規制を撤廃して、経済的社会的結束の場として、経済的社会的結束の場となて地方自治体代表で構成される地域評議会を設置したEU加盟諸国の労働組合との連帯を具体的にすすめていくことが不可欠であろう。

1.1959年最低賃金法成立までの最低賃 金制闘争

(1)産別会議の最低賃金制闘争

では、日本の最低賃金制およびナショナル・ ミニマムの確立をめざす運動はどうすすめられ

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

てきたのであろうか。これをふりかえってみて 今後の指針を探り出してみよう。

第二次世界大戦前の最低賃金制運動は、天皇制政府のはげしい弾圧のもとで、労働者の非合法的な労働組合への組織率が当時の内務省調査で1939年の7.9%を項点に、きわめて低かったので、1920年以来毎年メーデーのスローガンとして「最低賃金の設定」をかかげるにとどまっていたし、もちろんナショナル・ミニマムという考え方もなかった。だが1927年日本労働総同盟の分裂によって結成された日本労働組合評議会が、5法律獲得闘争のなかで、他の4法律とともに、最低賃金法設定を要求した。しかし弾圧によってこの闘争は「暴圧反対闘争」に転化せざるをえなかった。

敗戦後、占領体制のもとで日本の労働組合ははじめて合法的な存在となり、その全国的中央組織・ナショナルセンターが、産別会議、総同盟、日労会議、中立に分かれたが、占領体制のもとで、もっとも多くの労働者を組織した産別会議は、「生活費を基準とする最低賃金制」の要求をかかげ、企業別、工場別組織の克服をめざす産業別統一団体協約闘争の一貫とするようになったが、法制化の課題とはしていなかった。

しかし1948年5月日本共産党調査部が「最低賃金法要綱案」を産別会議に提示して、産別会議は、「業種にかかわらない一般最低賃金」を決定する「賃金委員会」を設置する最低賃金制の法制化を政府に要求し、暫定措置として中央、地方の賃金審議会による労働基準法の即時完全実施を要求し「一般最低賃金額」を5,100円とした。ただ、当時の「地域人民闘争」との関連で提起したにとどまり、しかもその実現が資本主義のワク内では不可能だとする「革命的最低賃金制論」も台頭して最低賃金制闘争を革命闘争一般に解消してきた産別会議はこれを突如放棄

するにいたった。このようなことが、1947年の 2・1ゼネスト中止以来育成してきた「民主化同 盟」=「民同」系労働組合を容認してきた占領 軍=GHQと日本政府の最低賃金制を拒否する 労働政策のもとで、最低賃金制を成立させるに いたらなかったのである。

(2)総評の最低賃金制闘争と59年最低賃金法の成立

こうして「民同」系労働組合と総同盟との結 集体として結成された総評が、GHQと日本政府 の弾圧による日本共産党と産別会議の凋落によって、労働組合運動の主導権を握ることになり、 いうまでもなく、当初は最低賃金制闘争を組織 しようとはせず、賃金闘争も平均賃金の引き上 げにほかならないベースアップ闘争に終始して きた。しかし総評も、「民同」左派主導に変質 し、52年「賃金綱領」を提起し、弾圧法規撤廃、 再軍備反対と平和憲法擁護、平和産業拡大とい う政治課題のほかに、「いかなる労働者にも最低 8,000円」という全国一律最低賃金制を社会保障 制度の確立とともに提起するにいたった。

この提起は、日本労働運動の歴史において画期的意義をもつものであった。とはいえ、その具体化としての総評の最低賃金法要綱や左右社会党の最低賃金法案にみられるように、国家保障を前提としていたり、最低賃金額決定方式の問題を軽視していたりするという欠点があり、また、その確立のための運動のすすめ方が明らかでないという弱点があった。しかも総評からの右派産業別組合の脱退や闘ってきた自動車産業や電気産業の労働組合解体などで、総評は全国一律最低賃金制闘争を積極的に展開しえなかった。そしてこの闘争も、8,000円を企業内賃金体系の初任給引き上げ目標にして賃金闘争に解消させてしまったり、全国的規模の運動として

は「平和経済国民会議」の運動に埋没させてしまったりした。

また、米英をはじめとする欧米先進資本主義 諸国が、日本の低賃金によるダンピング輸出・ 不公正競争にたいして批判を高めるという懸念 から、GHQの指示によって日本政府も、労働基 準法にもとづく中央賃金審議会(中賃審)を開 催したが、最低賃金を全国一律とするか、苦汗 制労働の少数業種に限定するかをめぐって論議 され、結局は労働省官僚の主張に圧されて、苦 汗制4業種の実態調査にもとづく「答申」が、 (総評委員の8,000円への「経過措置」とみなす 妥協と、使用者側委員の「国際的配慮」からの 妥協とによって)政府に提出された。しかし、 ガット仮加入が認められ、日本のダンピング輸 出・不公正競争への国際的批判がそれほど強く なかったことによってこの「答申」さえも政府 は実施しなかった。

ところが、日本が1955年ガットに正式加入し、 「1ドルブラウス」問題が、日本の対米輸出に 対してアメリカの保護貿易主義を台頭させると、 日本政府は、国内問題としてでなく、「国際信用」 の問題として最低賃金法成立を重要課題とせざ るをえなくなった。そこで56年1月に、前年12 月に「経済自立5ヶ年計画」策定のために設置 された労働問題懇談会が、最低賃金制問題を検 討することになり、静岡県労働基準局の勧奨の もとに同県缶詰協会所属の業者が締結した缶詰 調理工の初任給協定を「業者間協定方式による 最低賃金」とし、これを採用することが「最低 賃金の実施を受け入れることのできるような社 会的経済的基盤を育成する」ために「適当な方 策であろう」とする『意見書』を57年2月提出 するにいたった。

これに対して総評は、57年全国一律最低賃金 制ストを提起したが、2月に社会党が最低賃金 法案を国会に提出したことに依存し、春闘のヤマ場からはずして3月26日にこのストを設定したために、岸内閣の国鉄労働組合に対する年度末手当および3月分賃金支給中止という脅しによって、3・26ストを中止せざるをえなくなり、あいかわらず、全国一律最低賃金制の実施困難と拒否する政府の「中賃審再開」という確認をとるだけにとどまった。

ここで見のがしてはならないことは、政府があいかわらず全国一律を否定していただけでなく、社会党法案も最低賃金額を法律に直接規定することになっていたように、すでに政府が業者間協定方式を採用しようとしていたにもかかわらず、最低賃金額の決定方式の重要性を社会党も総評も認識していなかったことである。このことが、1959年成立する最低賃金法において使用者側の主張する業者間協定とその地域拡張適用が中核になるという結果をもたらした一つの要因であった。

もちろん再開された中賃審において、総評委員の一人が業者間協定の本質を鋭く突く意見を出してはいたが、労働者側委員の「合意」が形成され、中賃審の「答申」は、業者間協定とその地域拡張適用を中核とし、そのほかに、労使協定が「同種の労使の大部分」に適用されることを要件にそれを地域拡張適用する方式と行政当局が最低賃金審議会の調査審議にもとづいて決定する方式とを提示し、「全国一律方式は望ましいものではあるが」としただけで業種・職業・地域毎に決定することを提案するものとなった。

このような中賃審「答申」にもとづいた最低 賃金法案を、政府は再三国会に提出し、二回の 審議未了を経て、社会党修正案を否決して、結 局、与党自民党だけの絶対多数で59年4月成立 させた。この間において、大衆行動としては、 東京地評が、業者間協定阻止をめざすデモを組

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

織したにとどまった。

1959年最低賃金法成立後の最低賃金 制闘争

(1)総評・春闘共闘の最低賃金制闘争と68年改正 最低賃金法の成立

以上のべたように1959年成立した最低賃金法 の中核であった業者間協定による最低賃金は、 日本経済の「高度成長」が本格化してきた過程 で、若年労働力不足が深刻化する情況のもとで、 初任給の急上昇を抑制するという日本政府、財 界の期待した効果もあまりあがらず、求人難打 開の実効性もあがらなくなってしまった。しか も若年労働力不足による初任給上昇を後追いす るにすぎない業者間協定による最低賃金額が賃 金引上げ効果ももっていないことは当然で、業 者間協定を「ニセ最賃」と呼んでいた総評はも とより、「本来の最低賃金制の地ならし」として 業者間協定を評価していた全労さえも批判する ようになり、労働組合は労使協定の地域拡張適 用方式および最賃審議会による行政当局の決定 方式を追求するようになった。しかし労働者だ けでなく使用者の大部分が適用されるという拡 張適用を困難にする要件が規定されていたので、 総評は、全国一律だけでなく、労使同数で対等 な立場の委員で構成することを基本とする委員 会を設置する最低賃金制を政府に要求するよう になった。そして春闘共闘として1963年大衆行 動を組織して対政府交渉をはじめ、さらに64年 には3月27日統一ストライキを決行して、対政 府交渉をすすめた。ただこの交渉は、政府側の 非公開という条件を総評が受け入れたために、 政府当局の議事録は公表されておらず、労働大 臣が、現行最低賃金法の根本的改革と全国一律 制も日本ではできるという答弁を行ったという だけで、それ以上の確認をとらずに、打ち切ら

れた。

そこで全国一律制に強く反対する使用者団体の圧力の下で政府は、すでに指摘したように、政府、使用者の立場からも実効性がなくなった業者間協定を、ILO26号条約違反の疑義もあるために放棄して、審議会による行政当局の決定方式を中核とするように転換をはかることになった。このようなことは、総評の最低賃金制闘争の弱さもさることながら、日本政府と財界の全国一律制と労使の対等な決定方式への抵抗がいかに強いものであるかを示した。

しかし、総評が、業者間協定反対だけで闘うのではなく、不十分ながら、最低賃金額の決定方式をふくめた原則にもとづいた要求で直接に政府と交渉してストライキを中心とする大衆行動を2年間つづけて展開したからこそ業者間協定を廃止させることができたということは教訓として汲みとるべきであろう。しかもその要求の中には、家内労働者の最低労働報酬の規定、国と資本家の負担で支給する家族手当法の制定をふくみ、社会保障給付、米価や課税最低限を規制する自家労賃評価などへの連動というナショナル・ミニマムを展望するものをすでにふくんでいた。

しかし政府は、すでに中央最低賃金審議会(中賃)が1963年に提示した「目安」にはじまる64年、66年の中賃「答申」にもとづき、「目安」額を地域・業種グループごとの全労働者を対象に業者間協定当初の中卒女子から中高年女子に「低賃金層の底辺」を拡大し、審議会内に労働組合をとりこんでしまって、行政当局の介入による賃金統制の補強をすすめ、最低賃金法の中核を、無力ながら、やや権限を強められた審議会による行政当局の職権による決定方式へ転換する道をきりひらいた。

こうして中賃「中間答申」を受けて政府は改

正最低賃金法案を作成して67年に国会に提出した。そして大衆行動が欠如した情況のもとで国会審議がおこなわれ、1968年5月一部修正によって改正最低賃金法は成立して9月から施行されることになったのである。

この改正最低賃金法施行以来、審議会による 行政当局の決定方式を「審議会方式」と呼ぶよ うになったが、それは審議会の「答申」を行政 当局が拒否したことがなく、審議会内で労使の 団体交渉がまがりなりにもおこなわれているこ とを根拠にしている。しかしこれは行政当局が 選定する公益委員の独自な役割を活用している 結果であり、生計費を基準とした決定にはなっ ていないということから、本質的には「職権方 式」にほかならない。そして産業別協約の拡張 適用方式はあいかわらずすんでいなかったの である。

しかし総評、春闘共闘は、70年春闘において 15大要求をかかげ、このなかに全国全産業一律 最低賃金法の制定をもかかげ、「生活闘争」を展 開した。この「生活闘争」は、73年春闘におい て4・17年金ストによって対政府交渉を実現さ せ、74年以降の年金に物価スライド制を導入さ せた。

このような運動の高まりに対して、すでに 1970年中賃「基本答申」が、地域包括最賃と産業別協約の拡張適用の要件緩和を打ち出し、これを全国一律制でないとした総評も、各都道府県ごとに都道府県内の全労働者を包括する地域最賃の獲得闘争を組織する方針を打ち出した。この闘争の中で、審議会外の地域大衆行動と地域経営者団体との交渉を積み上げて「職権方式」の本質を明らかにしつつ、地域最賃を全国一律最賃に連動させる交渉制度の確立をめざす全国金属などの活動もあったが、地域最賃重視と審議会依存に傾斜するという弱点が見られるよう

になったことは否定できない。しかしこの地域 最賃は73年30道府県、74年42都道府県で設定さ れ、76年1月47都道府県全部に設定されるまで になった。

(2)最低賃金制闘争における労働四団体共闘と野党四党共同法案

このような過程の中で、全国一律制をあくま で要求してきた総評と、地域最賃の全国的設定 と広域化を要求してきた同盟が、中立労連のな かだちで全国一律最低賃金制確立の要求で統一 し、新産別も加わって労働四団体共闘が1975年 春闘で成立した。その統一要求は、全国一律最 低賃金の決定と産業、業種、地域についてのそ れへの上積み、および労働協約の拡張適用方式 を法制化し、生計費、賃金事情を基準に最賃額 を決定して毎年改訂し、労使同数の委員とそれ より少ない斡旋的立場の中立委員で構成する中 央、地方の最低賃金委員会を設置するというも のであった。そして社会党、共産党、公明党、 民社党の四野党に共同法案の作成を労働四団体 共闘が求めた結果、それぞれ異なった最賃法案 をもつ四野党の調整によって3月20日にようや く共同法案を最終決定した。この共同法案はい くつかの問題点はあるにせよ、ナショナル・ミ ニマムの中軸としての全国一律最低賃金を法制 化するものとして画期的な内容をもったもので あった。

しかし、総評を中心とする春闘共闘は、3月27日統一ストライキを設定したにもかかわらず、政府が、この法案を国会に提出せず、重要参考資料として、全国一律制の問題も含めて最賃制のあり方について中賃の調整審議を求めることにした結果、統一ストを中止することになってしまった。なぜこのようなことになったのであろうか。3・27統一ストをめざして、大衆行動

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

を、統一労組懇などが積極的に展開したが、労 働四団体共闘が、総評の反対する雇用保険法を、 これに賛成する同盟の主張どおり成立させるか わりに、同盟の反対する全国一律最賃金制の要 求に同盟も同調するという「取引」によって成 立したという事情からもわかるように、共闘と はいえ、中央幹部間の連携にすぎなかったため に、大衆行動と結合しなかったという弱点がこ の共闘にはあったからである。

しかしこの75年全国一律最賃制闘争における 3・27統一スト中止は、県評など地域労組の反省 を呼びおこし、全国一律制との関連で地域最賃 改訂闘争を発展させることになり、これが春闘 の賃上げに連動し、76年から80年まで地域最賃 引上げ率は春闘賃上げ率よりも高くなった。し かしこのことは、改正最賃法の「審議会方式」 という職権方式が変化したわけでなく、中賃が 四野共同法案の中核である全国一律制を否定し、 地域最賃の改訂にあたって「できるだけ全国的 に整合性のある決定」がおこなわれるように、 47都道府県を数ランクに分けて改定「目安」を 提示するという「答申」を77年に出してから、 地域最賃改定闘争が、中賃の「目安」提示待ち となり、春闘ときりはなされていったので、81 年からは、地域最賃引上げ率が春闘賃上げ率を 下まわるようになってしまった。また、産業別 最賃は、地域最賃以下に改訂率をおさえられ、 適用除外や効力発生のおくれが目立つようにな り、使用者団体の産業別最賃廃止という攻撃が はじまった。そして、82年に中賃も現行産業別 最賃を89年度をもって廃止するという「答申」 を出すにいたった。

しかし総評は、全国一律最賃制をたんなる「戦略目標」として労働四団体での「統一的対応」を重視し、89年解散して「連合」に吸収されていった。

3.ナショナル・ミニマムと全国一律最賃 金制確立をめざす闘争のあり方

(1)全労連の全国一律最低賃金制闘争方針とナショナルミニマムの確立

「連合」の出現に対して結成された全労連は、 結成後最初の1990年春闘で日本の労働者が早急 に実現すべき重要課題の一つとして「全国一律 最低賃金制の法制化」を打ち出し、91年1月「全 国一律最低賃金制にたいする政策」を、75年3 月の野党4党共同法案にもとづいて一部修正・ 追加して、発表した。その直後に全労連は野党 4 党申し入れをおこなったが、日本共産党だけ が賛同し、他の3党は賛同しなかった。このよ うな75年当時とはまったく異なった政治状況を 変えるためには、財界、政府がアメリカ支配層 に追随してすすめつつある21世紀戦略のもとで、 「雇用破壊」、「賃金破壊」がすすむ中で、国民生 活の最低保障であるナショナル・ミニマムの確 立とその基軸である全国一律最低賃金制の確立 を「公約」する政党を大きく前進させることは もちろん重要である。そのために、各政党や政 府、および行政当局に働きかけてあらためて「合 意づくり」をしていく必要もある。

しかし75年の全国一律最賃制闘争のときのように、「共闘」といっても、労働組合中央幹部レベルだけの妥協、各政党の国会議員レベルの妥協にとどまっていては、財界、政府、行政当局の、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する全国全産業一律の最低賃金額を労使対等の原則によって決める制度に対する強い抵抗を抑えてこの制度を確立することはできない。

(2)ナショナルミニマムと全国一律最低賃金制の確立における重要なポイント

そこでこの制度の確立をめざす全労連は、現 行最低賃金法にとって代わる全国一律最低賃金 制の確立をめざす共同行動を大衆闘争として全 国各地域で組織し展開することが重要である。

そのためには、法案づくりのための重要なポイントを提示する必要がある。

その際、第一に全国全産業一律の最低賃金額 を具体的に所定労働時間を前提にして月額、日 額、時間額で案として示し、これと社会保障の 給付、家内労働の最低工賃、中小企業者や農民 の自家労賃の最低限度、課税最低限などに連動 するナショナル・ミニマムの基軸に全国一律最 賃制がなるということを明らかにする必要があ る。具体的な金額を案として示すことは、共同 行動を地域の大衆闘争として発展させるために 不可欠である。各地域における「低賃金層の底 辺」の切実な要求がいくらであるか、しかもそ れが各地域の全国的な統一行動を発展させる要 求として切実であるがゆえに格差のない全国一 律でなければならないことを大衆討議で明らか にしていくことが重要だからである。しかも現 行最賃法にもとづいて地域最賃や産業別最賃が いかに低く決められているかを大衆討議の中で 明らかにしながら、全国一律最低賃金額を生計 費にもとづいて決めていく必要がある。

第二に、何事も中央集権的に画一的に決めることを好む行政当局が、賃金に関しては全国一律制を嫌うのはなぜかということを明らかにする必要がある。それは、各地域で切実な要求にもとづく全国一律最低賃金額の保障をさまたげている支配的構造を、大資本や政府・行政当局が、「構造改革」などと言いながら、民主的に改革して、低賃金の原因を除去しようとはしていないからであり、その原因は同時に現在「雇用

不安」をひきおこしている原因でもあるという ことを大衆討議によって明らかにしていくこと が重要である。そしてこのような原因を大資本、 政府・行政当局に除去させる闘いを、全国一律 最低賃金制をテコにしてすすめていくことは、 現在、政府・行政当局が、公的責任を放棄して、 財政赤字を口実にして、社会保障制度の給付を 切り下げ、労働者・国民の負担を増大させ、福 祉・医療などの公的サービスを切り捨ててきて いる中で、大資本が、いまでも欧米諸国に比べ て軽い企業負担をさらに軽減させ、しかも政 府・行政当局が切り捨ててきている医療・福祉 などの公的サービスの供給を営利事業としてお こないうるように、規制緩和で職業紹介・労働 者派遣などの事業の民営化をすすめていっそう 低賃金労働力を利用しやすいようにしようとし ているとき、きわめて重要だということ。そし て大資本が営利の対象とならないことから、か えりみないでいる医療、福祉、環境保全などの 事業を、非営利・協同の組織でおこなっている 人々の低い所得を、農民や中小企業者の低い所 得およびその雇用労働者の低賃金とともに、引 き上げる条件をつくるためにもきわめて重要で あるということ。これらのことを地域の大衆行 動の中で大衆討議を通じて明らかにしていく必 要がある。

ただ第三に、全国一律制は、決して悪平等を 肯定するものではなく、地域の特性や産業の特 性からより高い最低賃金額を決定することを制 度化する必要がある。その場合、全国一律最低 賃金額の決定もそうであるが、決定方式が重要 である。現行最賃法の地域最賃額が、地域の「低 賃金層の底辺」の切実な要求さえも下まわって いる原因にほかならない現行最低賃金審議会の ように、労・使・公益代表三者同数構成で、行 政当局が公益代表を利用する職権方式でなく、

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

民主的に選出された少数の公益代表を「行司役」 に、「組織系統別構成」を正確に反映させる民主 的選出方法による労働代表の団体交渉機能をで きるだけ発揮させうる決定機関を設置する必要 があるということ。また、現行法の地域最賃さ えも凍結させたがっている財界が廃止を主張し つづけ行政当局も新設させたがらないでいる産 業別最賃の、協約拡張適用方式は、適用労働者 を限定せず、拡張適用要件を緩和させて、労使 の団体交渉による決定を反映しやすいようにす ること。これらを労使対等の原則に照らして大 衆討議によって明らかにしていくことが重要で ある。

現在、全労連は、ナショナル・ミニマムの確

立をめざして中央、地方でシンポジュウムを開 き、また、ナショナル・ミニマム確立の各界懇 を開いてきている。これは、きわめて重要なこ とであるが、このこと自体は、ナショナル・ミ ニマムおよびその基軸である全国一律最低賃金 制の確立をめざす闘争ではない。このようなこ とを通じて、全国各地域に大衆闘争として共同 行動を組織し、展開していくことが何よりも大 切なことである。そうすれば、全労連、「連合」 などの組織系統を超えて全国的統一行動を発展 させ、中小業者、農民その他あらゆる国民諸階 層の全国的共同行動を発展させていくことにな るだろうからである。

(代表理事・慶応大学名誉教授)

次号No.23 (1996年夏季号)の主な内容(予定)

・今日の労働組合をどう把握するか

大木 一訓

〔特集〕女性労働者の状態と男女平等要求 一均等法の見直しにあたって一

女性労働者の状態と均等法闘争の課題

笹沼 熙子

・均等法の問題点と改正の課題

今野 久子 斎藤 純子

・ドイツの男女平等法制

岸本 直美

・均等法闘争をふりかえって

[国際·国内動向]

金田 豊

・ジョンマニング氏研究所訪問 ヨーロッパの状況について

宮前 忠夫 佐原 忠連

・解雇規制法案について

筒井 晴彦

· 角瀬保雄著『現代会計基準論』

(題はそれぞれ仮題)

発行予定日 1996年 6 月15日

「新保守主義経済学」と日本における規制緩和万能論

小谷 崇

はしがき

最近の日本の政府と財界の諸団体が発表する 経済問題に関する文書(白書、報告、計画等)は、 どれも例外なしに「規制緩和による構造改革」 というただ1つの色でぬりつぶされている。こ れは別の言葉でいえば、「政府は手を引いて、す べてを民間の市場だけにまかせるような経済構 造を作るべきである (そうすれば万事がうまく いく)。」という考え方を、かれらが打ち出して いることを、示している。しかし実は、こうい う考え方は、1970年代から80年代にかけて、資 本主義世界の多くの国々で一時的に支配的な理 論となり、それらの国々の民衆をさんざんに苦 しめた後、今日ではすでに全体としては退潮期 に入っている新保守主義経済学の考え方にほか ならないといえるのである。そのため、以下で は、この新保守主義経済学がどんなものである か、また今日の日本での新保守主義経済学とそ れの主張する規制緩和万能論がどういうものに なっているかということを、ごく簡単にみたい。

1. 新保守主義経済学とは何か

(1)新保守主義経済学とは一その代表者と源流

まず最初に (これは本誌の読者の多くにはす でによく知られていることと思うけれども) 新 保守主義経済学とは何か、ということについて 一言だけ説明しておきたいと思う。

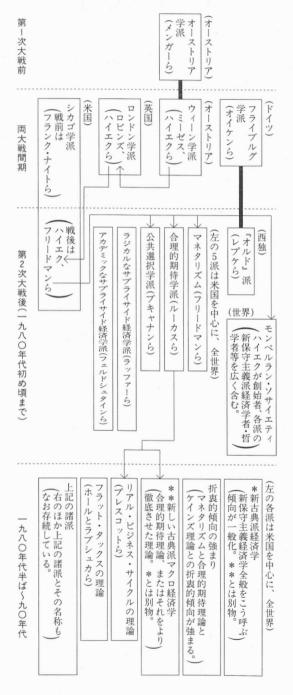
新保守主義経済学とは、「『大きい政府』(ケインズ主義と福祉国家)に反対して『小さい政府』の実現を要求し、万事を市場にまかせて、規制を撤廃(または緩和)し、自由放任政策をとれば、経済に関することはすべてうまくいく」と考える市場万能論の経済学である。(ここでケインズ主義とは国家による景気循環管理、特に総需要拡大政策による不況対策のことであり、福祉国家とは社会保障、社会福祉等の政策を大規模におこなう国家のことである。これらの政策をおこなえば、国家の役割が大きくなるが、新保守主義経済学はそれに反対して、国家の役割を小さくし、市場だけに頼る経済運営をおこなえ、と主張するのである。)

このような新保守主義経済学がどのようにして生まれ、ひろがってきたか、そして現在どうなっているかを、みたものが図である。

新保守主義経済学を生み出し、それを世界に ひろめた代表的人物は、オーストリア学派出身 のハイエクと、シカゴ学派のフリードマン(シ カゴ大学でのハイエクの弟子)の2人であった。 この2人がいわば新保守主義経済学の"教祖" 的人物であるといえるのであるが、かれらの理 論にはその"源流"といえるものもあった。

それは、図の上方にあるオーストリア学派の 創始者メンガー(限界効用論を提唱して、労働

図 新保守主義経済学の系譜と現状



注 は後継学派であることを示す。

→ は学派的または人的に、つながっていることを示す。

出所 小谷『新保守主義経済学』(青木書店、1987年) 21頁の 図、同「『貧富の差拡大』に敗れた経済政策」(『エコノ ミスト』91年1月29日号) 25頁の図を補足したもの。 価値説を排斥した人)と、その後継者のミーゼス(社会主義経済計算不可能論を唱えて社会主義に反対し、さらに国家の経済への介入や社会改良政策にも反対した人¹⁾)の理論であった。このうち特にミーゼスの理論と、ハイエク、フリードマンらの理論との共通性(市場万能論、国家の経済への介入や社会改良政策への反対論)は、注目をひこう。なぜならこの共通点こそが、他の近経理論(ケインズ理論等)と異なる、新保守主義特有の(右派的性格を露骨に示す)ユニークな特徴だからである。

(2)新保守主義経済学の全盛時代

ハイエクの理論は、彼の"論敵"であったケインズに圧倒されて、長い間世に受け入れられず、またフリードマンの理論も、ケインジアン全盛期の1960年代中頃までの米国では、孤立の悲哀をかこっていた。しかし、やがて時節がめぐってきたのであった。

先進資本主義諸国では、第2次大戦後の20数年間、ケインズ的政策に支えられて高度経済成長が実現してきたが、1960年代後半頃以降、そのもとで、さまざまな矛盾が拡大するようになり²⁾、それにつれてインフレが加速化し、ついに70年代前半にはインフレの狂乱化と、それをデフレ政策で抑えようとしたことによるスタグフレーションとが、発生した。これはケインズ主義の破綻とみなされた。

そのため、1960年代後半以降、フリードマンのマネタリズム(通貨を抑制し、失業者が出てもそれを一時的なものとみなして意に介せず、デフレ政策を強行せよと説く理論)が、時代の脚光を浴びてメディア、政界・学界の舞台上に登壇してきた。また、その他のさまざまな新保守主義経済学派の理論(図のまん中の欄参照)も、手をたずさえて、1970年代には"流行の理

論"となった。

そして、1970年代末から80年代の初めにかけては、これらの新保守主義経済学の理論を「自分の政策」として掲げる保守政権が英国、米国、日本で相次いで出現し、激烈なデフレ不況(失業増加)、福祉削減、労働者抑圧、金持減税・大衆増税という反動的政策を強行した(サッチャリズム、レーガノミックス、臨調行革)。これらの政策によって、確かにインフレは沈静化したが、国民大衆は深刻な苦痛を与えられ、貧富の差がみるみる拡大した。この時期(1980年代前半)が新保守主義経済学の全盛時代であった。

(3)時代の寵児となった合理的期待理論と「新しい古典派マクロ経済学」

この新保守主義経済学の全盛時代には、それのうちのどの理論(マネタリズム、合理的期待理論、公共選択理論、ラジカルとアカデミックとの両方のサプライサイド経済学)もそろって"時代の花形"になったが、しかしそれらのなかでも、合理的期待理論の米国での大流行ぶりは、きわだって人目をひくものであった。

合理的期待(形成)理論とは、「民間で経済活動をしている人々は、すべて、何か(たとえば政府がケインズ的政策をおこなって通貨を10%ふやすこと)が起これば、それがどんな結果(たとえば物価が7%上がるという結果)をひきおこすか、ということを完全に、正確に見通すことができる。(この完全に正確な見通しを合理的期待という。)したがって、たとえ政府が何かの(例えばケインズ的な)政策を実行しても、民間の人々はそれのもたらす結果を正確に予想して、先手を打つ行動をとる(たとえば自分の売る物の価格を先に上げてしまう)。そのため政府の政策はすべて無効になる。」というものであった。

この「政府の経済政策はいっさい無効だ」と

いう過激な理論は1970~80年代の米国の若い経済学研究者の間に大うけし、「合理的期待革命」という言葉まで生まれ、この理論の上に立つ、次のような「新しい古典派マクロ経済学」(New Classical Macroeconomics) が生まれた³⁾。

「経済の世界では(人々が完全に正確に物事を 見通すことができるために) いつでもすべての ものの間で需要と供給との均衡がとれている。 たとえ需給の不一致が生じそうになっても (人々の"正確な見通し"にもとづく行動によ って) 価格の調整がすみやかにおこなわれて、 需給はひきつづき一致していく。」

このような新しい古典派マクロ経済学(「すべてのものの需要と供給が常に一致している」とみる)の立場に立てば、非自発的失業者というものは存在しない、ということになるのであった。そのため、たとえ失業率が1930年代の大恐慌時のように25%にも高まっても、それは単に、それだけの人数の「職探し」という投資をおこなっている人々が当時存在していたに過ぎなかったのだ、とこの派の代表的な理論家のR.ルーカスはいった、といわれるか。

しかしこうなってくるともう無茶苦茶というほかはないであろう。そしてその無茶苦茶さは、この派の理論の最近の発展の産物であるリアル・ビジネス・サイクル(実物的景気変動)の理論5)では、いよいよピークに達したのであり、この理論は「どんな不況(恐慌)もその時の経済の"最適状態"を表わしている」と論ずるようになったのであった。

最近の新保守主義経済学はとうとうこのように極端なことをいう所へまで進んできた、ということに注目が必要である、といえよう。(なお合理的期待理論を「人々の期待のもつ重要性(それが経済を動かす力をもつこと)をとり入れる必要があるとみる理論」と解釈し直して、それ

表 今日の米国での近代経済学(非マルクス経済学) の諸潮流

し ノ 百百 /ギガ /バし	
潮流 (学派)	それに属している 代表的な人々
I 新保守主義(新古典派)経済学派 (その諸派は図参照。)	フリードマン、ミラー、ワイデンバウム、ベッカー、ボスキン、サックス、ルーカス、プレスコット、ブキャナン、フェルドシュタイン、ラッファー、ホール、ラブシュカ
II 新ケインズ派 (ケインズ派) * (1) ミクロ的基礎探究派 (2) オールド・ケインジアン (3) 次のIIIの(1)を新ケインズ派に 含めることもある。	マンキュー、ボール、ローマー、スティグリッツ サムエルソン、クライン、 トービン、レオンチェフ
IとIIとの折衷派	サマーズ、ドーンブッシュ
III 貿易・産業への政府の直接介入 の支持派 (1) 戦略的通商(貿易)政策理 論派 (新貿易理論派) ①アカデミック派 ②クリントン政権への参加者ま たはその支持者(産業政策派と も重複) (2) リビジョニスト(日本異質論者)	クルーグマン、ブランダー、 スペンサー ローラ・タイソン、ライシュ、マガジナー、レスター・ サロー、カットナー チャーマーズ・ジョンソン、 プレストウィッツ、ウォル
IV 進歩派、制度 (学) 派	フレン、ファローズ ガルブレイス父子(父ジョ
	ン、子ジェームス)、ハイル ブローナー

- [注*]このうち(1)が狭義の(本来の)「新ケインズ派」である。しかし、それに(3)を含めたものや、時によっては(2)までを含めた「今日のケインズ派」の全体を、「新ケインズ派」と呼んでいる場合もある。
- (備考)①以上は経済政策によって区分したものであるが、これら以外にゲーム理論(これは上記のIII(1)①の基礎になっているともいわれる)やその他の種々の理論・学派が存在している。 ②この表に出てくる人々以外に、米国のマルクス経済学派に属する人々には、古くから著名なスウィージーらのほか、SSA(Social Structure of Accumulation)理論派のボウルズ、ゴルドン、ワイスコップら、市場社会主義を説くJ. E. ローマー、その他がある。

出所 筆者作成 (本文参照)。

を受け入れようとする人々は、今日数多い®。しかしもしそうなれば、その合理的期待理論のもつ意味は上述のこととは別のものになるといわなければならない。)

(4)新保守主義経済学の説く「規制緩和」の理論

新保守主義経済学は市場万能論の立場に立っているから、その市場の機能にたいする政府の

規制にすべて反対し、市場の原理が何物にも妨 げられずに貫徹するようになることを主張する のは、論理上当然のことだ、といえよう。しか し、実は、今日の先進資本主義諸国での政府に よる規制のなかには、性格の全く異なるさまざ まなものが含まれているのであり、そのうち少 なくないものは、労働者階級のたたかいの前進 を反映して、「弱者を保護し、万人の生活を保障 する」ための(ひいては社会主義の物質的基礎 の形成をも意味するような) 性格をもつものに なってきている、と考えられるのである。しか し、実は、新保守主義経済学が従来から一貫し て、最も力を入れて廃止しようとめざしている ものは、まさしくそのような性格をもつ規制な のである。たとえばフリードマンは、彼の理論 の原点になったといえる『資本主義と自由"』の なかで、「正当化できない」(撤廃すべき)規制 として、次のものを列挙している。

①農産物価格支持制度、②輸入関税と輸出制限、③農産物の作付制限等、④家賃統制、⑤最低賃金制、⑥輸送機関規制等、⑦ラジオとテレビの統制、⑧社会保障制度、とりわけ老齢年金制度、⑨免許証等、⑩公営住宅、⑪徴兵制、⑫国立公園、⑬民間郵便禁止等、⑭公営有料道路。このリスト、(このうちの⑦と⑪の撤廃は当然

のことといえるが)とりわけ①、④、⑤、⑧、⑩、⑫等をみれば、フリードマンの説く規制緩和の本質がどこにあるかが容易に理解できる。

新保守主義経済学の規制緩和論のこのような 性格は、今日の規制緩和論にもひきつがれてい る、といえる。

2. クリントン政権下での新保守主義派の後退と「新しい経済学派」の登場

新保守主義経済学の出現からその全盛時代に いたるまでの経過は(ほんの一口で述べれば)

以上のようなものであった。しかし、この1980年代前半に全盛を誇った学派も、(予想されたとおりに)まもなく民衆から見限られて、米英両国では90年代初めには政権の座から退くことになったのであった。90年11月のサッチャー政権の退陣と93年1月のクリントン政権の成立が、それを示すものであった。かれらが民衆から見限られた理由は、すでに述べたとおり、大量失業(80年代前半)とバブル(同後半)と再び大量失業(90年代初め)を発生させた乱暴な経済政策、また労働者抑圧、福祉削減、金持減税・大衆増税等々の貧富の差を急拡大させた残酷な施政のゆえであった。

(1)新ケインズ派の登場

新保守主義的経済政策を強行した諸政権が民 衆から見限られるのと併行して、経済学の世界 でも、新保守主義経済学派の後退と、それに対 抗する諸学派の登場・前進という新しい状況が 生まれた(表参照)。

それらの諸学派の中で最も有力なものは、いうまでもなく、従来からの主流派の1つであったケインズ派であった。

米国のレーガン政権は、80年代前半にマネタリスト的デフレ政策で大量の失業者を発生させたのち、同年代中頃から後半にかけて、一転して、「大規模減税プラス財政支出拡大」による財政の大幅赤字化のもとで(それによる財政面からの需要の大量投入によって)景気を回復させる政策を実行したが、これは当然ケインズ政策の採用とみられることになり、「ケインズ主義の有用性」の証明とみなされた。

それに加えて、アカデミズムの世界では、次の2つのことが生じて、ケインズ派を有利にしたのであった。

その1つは、ケインズ派の"敵"のマネタリ

ズムが、「貨幣の流通速度の安定性8」を自分の 理論の支柱の1つにしていたが、80年代の通貨 や物価等の実績をみれば、それが成り立たない ことが、明らかになった、ということであった。 もう1つは、合理的期待理論派は「たとえ政 府がケインズ的需要拡大政策をおこなっても、 民間の人々はそれのもたらす結果を正確に予測 して、すぐに物価や賃金を上げてしまうので、 そのケインズ的政策は無効になる」と主張して いたのであったが、この時期 (80年代) のケイ ンズ派は、「いや、実際には物価や賃金はもっと 硬直的であって、そんなにすぐに上がったり、 下がったりはしない」ということをけんめいに "論証"した⁹、ということであった。この物価 や賃金の硬直性の"論証"のうえに成り立った 新しいケインズ理論を「新ケインズ派の理論」 と呼ぶのが通例になっている。

こうしたアカデミズムの世界での変化と、前述の政治や経済政策の変化とが相まって、"ケインズ派の復活"が生じたのであった。

90年代に入ると、これらの新ケインズ派の登場とならんで、オールド・ケインジアン(サムエルソン、クライン、トービンら)の活動も目立った。1992年秋の大統領選挙では、かれらは(共和党のブッシュ候補を支援したフリードマン、ブキャナン、ミラーらの新保守主義派に対抗して)、民主党のクリントン候補を推し、そのさい、かれらのうちのクラインやトービンは「軍事費大幅削減、金持増税、社会福祉費を含む公共支出増大」等の革新的な主張をしたことが、注目をひいた100。

- (2)貿易・産業への政府の直接介入の支持派(リ ビジョニスト、戦略的通商政策理論派)の 登場
- ①新しい経済困難と既成の理論の無力化

しかし、実は、当時の米国の経済は、このような単なるケインズ主義的政策の復活だけでは、決して解決することのできない、もう1つの非常に深刻な問題をかかえていたのであった。その問題とは、当時の米国産業の国際競争力が目立って弱まり、とりわけ日本の一連の大企業の猛烈な対米輸出の拡大に押しまくられて、米国で失業者が増大するとともに、米国の国際(経常)収支が構造的な大幅赤字を出しつづけるようになり、米国がついに世界最大の債務国に転落してしまった、という問題であった。

この問題の解決のためには、新保守主義経済 学は完全に無力であった。かれらの論理によれ ば、為替レートの変動という価格メカニズムが すべてを解釈するはずになっていたが、為替レ ートの面でドル安(円高)がどれほど進んでも、 米国の貿易の対日大幅赤字は消えなかった。

また、ケインズ主義的な国際マクロ経済学も、この問題を解決することができなかった。かれらの論理によれば、この問題を解決するためには、①財政赤字を大幅に減らすか、②米国人がもっと貯蓄をするか、または③デフレ政策で不況をひきおこすか、のどれかを実行しなければならないことになっていたが、そのどれも実行不可能であった。

そのために、1980年代以降の米国では、上の2つ以外の「新しい経済学」が緊急に求められることになったのであった。

②リビジョニスト (修正主義者) の登場

この求めに応じて、まず最初に、ユニークな診断と処方箋を掲げて登場したものが、リビジョニスト(修正主義者)達であった。リビジョニストとは、チャルマーズ・ジョンソン、クライド・V・プレストウィッツ、カレル・ヴァン・ウォルフレン、ジェームズ・ファローズの4人を代表者¹¹⁾とする一群の人々であった。これら

の人々は、「日本異質論」(日本は、ふつうの近 代的な国とは異なる閉鎖的な国であり、政府と 大企業とが一体となって他の国々にたいする経 済闘争をおしすすめている一種の重商主義国家 である、とみる見方)を唱え、こういう日本を 相手にする場合には、米国側も、政府と企業と が一体になって、対日交渉をおこない、経済制 裁で威嚇してでも、閉鎖的な日本の市場をこじ あけて、米国品を日本へ売り込まなければなら ない(または日本品の米国への輸入を抑えなけ ればならない)、と論じたのであった。

このリビジョニスト達の発言は1980年代末から90年代にかけて、米国の世論にも、政府の行動にも、また経済学にも、強い影響を与えた。 (例えばクリントン米大統領は1994年2月に、当時の細川首相との会談の決裂後「日本は欧米と他国の雇用と収入を奪う重商主義の国だ」と、リビジョニスト同様の発言をしたし¹²⁾、また次で述べる戦略的通商政策理論の主唱者の1人のローラ・タイソン女史も、リビジョニストの代表者のチャルマーズ・ジョンソンと共著で『閉鎖大国ニッポンの構造¹³⁾』を書いている。)

③戦略的通商政策理論の登場

このリビジョニストの登場と肩をならべて、アカデミズムの世界でも、戦略的通商政策 (Strategic trade policy) の理論と呼ばれる (従来の新保守主義派やケインズ派の理論と比べてきわめて異端的な) 政府の貿易・産業への直接介入を支持する経済学があらわれてきた。この理論の出発点となる考え方は、レスター・サローやロバート・ライシュが最初に (1980年代の初めに、産業政策の提唱という形で) 提出したといわれ¹⁴⁾、その後80年代の中頃にJ.ブランダーとB.スペンサーや、ポール・クルーグマンらが、ゲームの理論やQWERTY理論と呼ばれる理論¹⁵⁾などを使って、この考え方を基礎づ

けたといわれている¹⁶⁾。この戦略的通商政策理論とは、「自由貿易がすべての国の国民経済を最もうるおす最善の貿易制度である」という伝統的な考え方を批判して、「政府が新興産業を育成する政策をとることは、自由貿易政策をとるよりも、その国の国民経済をもっとうるおすことになる場合がある」という見方を提出したものであった。これは、管理貿易を是認することへ道を開く、画期的な"新理論"であった。

93年に発足したクリントン政権では、この戦略的通商政策理論の主張者の1人であるローラ・タイソン女史が大統領経済諮問委員会(CEA)委員長(のち大統領補佐官)になり、また前述の産業政策の提唱者のライシュが労働長官となった。これらの人々や、またこれらの人々と同じ考え方をもつカンター通商代表部(USTR)代表等の手によって、クリントン政権の貿易政策は、本質的には、自由貿易主義からきっぱり離れ、実質的な管理貿易主義(数値目標を相手国に押しつけて、実行させること等)を採用することとなったのであった。

(3)まとめ――規制主義者が「規制緩和」を要求する日米経済交渉の逆説

以上でみてきたように、かつてのレーガン・ブッシュ政権時代とはっきり異なり、今日のクリントン政権のもとでは、新保守主義経済学を採る人々は政権の場から退場したのである。クリントン政権のもとでは、かれらと正反対の考え方を採る戦略的通商政策理論派の人々やリビジョニストが実権をにぎっている。これらの人々は、日米経済交渉の場に臨むと、日本側にたいして、表面上では(あたかも新保守主義経済学の信奉者であるかのように)「規制緩和」を強く要求しながら、同時に実質的には数値目標を、「日本側の官民一体になっての規制行動」に

よって実現することを、強硬に求めているのである。95年6月の日米自動車交渉もその代表的な例であった。私達は、かれらの対日「規制緩和」要求のもつ、この逆説的な中身を予めよく知っている必要があるといえよう。

3. 日本での新保守主義経済学の特徴と その果たしてきた役割

今日までの世界、特に米国での、新保守主義 経済学の発生から全盛時代をへて退潮期を迎え るまでの推移は、以上でみたようなものであっ た。それにたいして、日本での新保守主義経済 学はどういうもので、日本の経済政策を動かす うえでどういう役割を果たしているであろうか。

(1)今日までの日本での新保守主義経済学の "展開"の経過

①日本の新保守主義経済学と臨調行革

日本では新保守主義経済学の"はじまり"は、どのようなものであったのだろうか。日本で最も早くから新保守主義経済学の立場に立ってきた経済学者には、1950年代以来ハイエクに傾倒してきた木内信胤氏(当時世界経済調査会理事長)と、同じく1950年代に、ハイエクの教えを受け、またそれ以来フリードマンを"兄弟子"としてきた西山千明氏(当時立教大学教授)とがあった¹⁷⁾。しかし、欧米でのハイエクやフリードマンら自身と同じように、これらの人々の考え方は、1970年代前半頃までは、日本でも少数派であった。

しかし、米国で新保守主義経済学が大流行し 始めた1970年代後半以降になると、日本でもや はり新保守主義経済学を唱える人々がにわかに ふえていった。

そのなかでもまず、ブキャナンらの公共選択 理論(反ケインズ、反福祉の立場に立ち、均衡

財政を主張する財政理論)をとり入れて、1977年に日本でパブリック・チョイス研究会を作ったのは、加藤寛氏(当時慶応大学教授)であった。また1978年以降には、榊原英資(当時埼玉大学助教授)、野口悠紀雄(当時一橋大学助教授)、新保生二(当時経済企画庁)氏等の人々が新保守主義的な考え方の上に立つ論文を相次いで発表し、さらに80年代に入ると、新保守主義経済学を紹介したり、その上に立って日本の経済問題を論じたりする本(翻訳を含む)や論文が雨後のたけのこのように続出するようになった。

それと同時に、日本では1981年以後、鈴木・中曽根両政権の手で臨調行革が推進されるようになった。この臨調行革は「大きな政府」阻止を目標に掲げて、全面的な福祉の削減、国鉄の解体・民営化と国労の弾圧などを強行し、レーガノミックス、サッチャリズムとならぶ80年代前半の世界での新保守主義的経済政策の代表的な例となった。この臨調で、前述の木内氏は第一専門部会長となり、また加藤寛氏は第二特別部会長、第4部会長となり、とりわけ加藤氏は国鉄解体に執念をもやした。

こうして1980年代前半には、新保守主義経済 学は、日本でも「新しい流行の理論」となった だけでなく「経済政策を動かす理論」となった のであった。

②日米経済摩擦と米国の対日規制緩和要求、新 保守主義的税制改革(80年代後半)

1970年代の日本の企業の減量経営と、80年代 前半の臨調行革とをへたのち、日本の独占資本 の国際競争力は恐ろしいほどに強いものとなり、 80年代中頃には日本の経常収支の黒字は世界で 「1人勝ち」的な巨額に達し、その結果激烈な 日米経済摩擦が発生した。この摩擦(85年以降 の日米交渉)のなかで、米国側は日本側に「閉 鎖されている日本の国内市場を開放せよ」と規制緩和を強く要求するようになった。しかし当時の日本政府は前川レポート(86、87年)にみられるように、規制緩和の要求は受け入れはしたものの、実際の経済政策の重点は「内需拡大」(といってもその実体は異常な金融緩和によるバブルのひきおこしであったが)におく、という方針を採用していた。

この時期に、日本の国内で規制緩和を声高く唱えたのは大前研一氏らの新保守主義的な経済評論家であった。大前氏は『新・国富論』(1986年)等で、①現在の政府の規制はすべてホゴにしてしまえ、②米国からのコメの輸入を自由化して、米価を5分の1に下げよ(その結果日本の米作農家の大部分がつぶれてもやむをえない)、③累進税制を廃止し、貧富を問わず誰もが同額の税だけを支払う人頭税制度に切り替えよ、という無茶苦茶に乱暴な議論を展開した¹⁸⁾。これらの議論は暴論ではあるが、こういう考え方が、その後の政府や財界や一部の近経学者の主張につながっていくことは、注目をひこう。

なおこの時期には、臨調行革の継続ともいえる新保守主義的税制改革が実行された。即ち、日本の所得税の最高税率は75%(83年度まで)から数回の改正をへて50%(89年度)へ引き下げられ、同時に消費税が導入された(89年度)。これは累進税制のつき崩しと、大衆への大型間接税課税(金持減税、大衆増税)を意味した。 ③ジャパン・バッシングとクリントン政権成立

ジンヤハン・ハッシンクとクリントン政権成立 以後の「規制緩和」の大合唱(89年以降)

1980年代末から90年代にかけて、日本の対米 経常収支の黒字はいよいよ膨張し、同時に日本 の大企業の対米進出がますます傍若無人なもの になっていったため、89年には米国で空前のジャパン・バッシングが起こった。それを背景に して日米経済摩擦は対日制裁の威嚇をも含む、

かつてない激烈なものとなった。さらに1993年 にクリントン政権が成立すると、同政権は、す でに述べたようにリビジョニストや戦略的通商 政策派を代表者に立てて、日本に(やはり制裁 で威嚇しながら)強硬に規制緩和と米国品の日 本への輸入を迫ってきた。

このような米国の姿勢の大きな変化をみて、 90年代には、日本の近経学者のうちの少なくない人々や、政府、財界の代表者達は、態度を一変させたのであった。すなわち、かれらは声をそろえて「何よりもまず規制緩和を」と、規制緩和至上主義者、規制緩和万能論者に変わってしまったのであった。

近経学者のなかで注目をひいた人の1人に中谷巌氏(一橋大教授)があった。氏はロングセラー『入門マクロ経済学』の著者であり、日本の代表的な"中間派的"(新保守主義にも理解を示すが基本的にはケインジアン的な)近経学者として著名な人であった。その中谷氏は90年頃から戦闘的な規制緩和論者・新保守主義者に転身し、「規制緩和を拒む日本経済に明日はない¹⁹⁾」という論文を書いたり、グループ2001などの規制緩和批判派に反論をおこなったり²⁰⁾、消費税率を10%に上げて、所得税の最高税率を30%に下げよなどという提案をしたり²¹⁾している。

また、もう1人の代表的な"中間派"近経学者の「規制緩和論者への転身」の例には、伊藤元重氏(東大教授)の場合があった。伊藤氏の『入門 経済学』はやはり広く読まれている近経の教科書で、ケインズ主義と新保守主義との中間的な立場をとっている(実際には前者のウエイトの方が大きい)本である。しかし、伊藤氏は最近では積極的な規制緩和論者になり、「円高をチャンスに規制緩和をおこなって、古い業種を新しい産業や職種に置き換えるような構造調整をおこなえ²²⁾」と、日経連の主張そのまま

のような議論をおこなっている。伊藤氏は、経済審議会の「自由で活力ある経済部会」委員、 産構審総合部会基本問題小委員会委員、行革委 規制緩和小委員会参与などの役を引き受け、政 府の規制緩和政策の作成に加わっている。

このように従来中間派的であった人々までも が規制緩和派になるという空気のもとで、従来 からの (また新しい) 新保守主義派の人々の声 は一層大きくなった。加藤寛氏は年金の給付の 改革 (引き下げ) を主張し、「成長・平等・安定 を達成するための高い税率や再分配政策はすで に20世紀の遺物となった」と断言した23)。野口 悠紀雄氏は『1940年体制』という本24)を書いて、 今日の日本の国家と経済の体制は、戦争中の国 民総動員体制のままのものの延長であると論じ、 それらの解体(全面的に規制緩和)を主張した。 清水啓典氏 (一橋大教授) は「合理的期待理論 という経済学の進歩」を政府がとり入れていな いと批判し、ケインズ的政策ではなくて、合理 的期待理論に従って土地譲渡益税軽減、有価証 券取引税廃止、規制緩和による新しい利潤機会 の創出などを実行せよ、と論じた25)。

こういう雰囲気のもとで、阪神大震災の復興についても「規制緩和で震災復興」(被災地域を「規制開放区」に指定し、借地借家法を緩和して「定期借家権」を作り、ポートアイランドをフリー・トレード・ゾーンにする等)という提言が、叶芳和氏(国民経済研究協会会長)など7人の経済学者有志(必ずしも新保守主義派ではない人々)によっておこなわれたりもした²⁶⁾。

このように(このほかにもたくさんのケースがあるが)、近経学者のうちの少なくない人々が、90年代に入って(特に最近になるほど)声をそろえて「規制緩和」を大声で唱えるようになっているのであるが、それと足なみをそろえて、日本の政府や財界の発表する諸文書も、そ

ろってその内容が「規制緩和(による構造改革)」 一色になってきたのが、最近の特徴である。これらの文書は数多いが、たとえば95年秋から96年1月までに発表された経団連『日本産業の中期展望と今後の課題』(95年10月)、産業構造審議会総合部会基本問題小委員会『報告』(95年10月)、村山内閣『構造改革のための経済社会計画』(95年11月閣議決定)、行革委規制緩和小委員会『光り輝く国をめざして一95年度規制緩和推進計画の見直しについて一』(95年12月)、日経連労問研『構造改革によるダイナミックな日本経済の実現に向けて一96年版労働問題研究委員会報告一』(96年1月)、の5つの文書は、ただ1つの例外もなく、「規制緩和による構造改革」を最大の実現すべき目標としている²⁷。

(2)日本の新保守主義経済学の特徴

今日までの日本での新保守主義経済学の"展開"の経過は、以上だが、実は、それをみれば、日本の新保守主義経済学(者)が、米国でのそれらとはっきり異って、次のような特徴をもっていることがわかる。

(i)ハイエク派(木内氏)、マネタリスト(西山氏)、公共選択理論派(加藤氏)、合理的期待理論派(清水氏)のように、「特定の理論」を信奉する人々は存在はするけれども、かれらは少数派であり、大多数の日本の新保守主義経済学者は、どの派にも属さない一般的な市場万能論者・小さい政府の主張者であること。

(ii)自分の理論を首尾一貫して固守する強烈な個性の持ち主がきわめて少なく、ほとんどの人が折衷的で、変わりやすい理論の持ち主であること。たとえば西山千明氏がケインズ的財政政策を主張したり²⁸⁾、加藤寛氏が昔はスウェーデン型福祉国家の支持者だったのにその逆の立場に変わった²⁹⁾り、また中谷巌氏や伊藤元重氏

が自分の書いた本³⁰⁾ではケインズ理論や「市場の失敗」を認める"標準的な近経理論"を説きながら、最近の経済政策の主張ではもっぱら新保守主義的な規制緩和万能論者になったりしている、等々のことが、その例であるといえよう。

(iii)以上のようなことの結果として、日本の新保守主義経済学者の多くは、――それ以外の近経学者にも同様な人々は少なくないけれども――「時勢の変化」に非常に弱く、また米国の対日批判の主張などに率先して従いやすい性格をもっていて、そのため日本の官僚などに操作されて、"国を挙げての新方針"(臨調行革や規制緩和)づくりに動員されやすい31)性質をもっているように思われること。

日本の新保守主義経済学は上の(i)~(iii)の ような特徴をもっており、したがって、次のこ とがいえると私は考えている。

今日「規制緩和」は国を挙げての「錦の御旗」になっている。カラスの鳴かない日があっても、「規制緩和」の主張が新聞に出ない日はない。しかし、その土台はじつはもろいものである。「規制緩和」は弱者(多数者)を苦しめる。したがって弱者(多数者)が反撃を開始する時、政治の世界でも、経済学の世界でも、新保守主義派の退場は意外に早いのではないであろうか。

(3)今日の日本の新保守主義経済学=規制緩和 万能論の果たす役割

今日の日本の政府は、新保守主義経済学の規制緩和万能論をフルに利用しながら「規制緩和による構造改革」という政策を押し進めている。 それの意味するものは何であろうか。すでに予定の紙数を大きく超過しているので、それについてメモだけを記したい。

①キツネとタヌキの化かし合い――「規制緩和」 を合言葉に「数値目標」で規制を実行

今日の日米経済交渉に登場する米国側の代表 者は、すでにみたように、新保守主義経済学者 とは正反対のリビジョニストや戦略的通商政策 主義者達である。彼ら・彼女らは、口先では「日 本は規制を緩和せよ」といいながら、実際には 日本政府が行政指導等の規制をおこなって、米 国側の要求する「数値目標」を実現することを 求めているのである。それにたいして日本側は、 口先ではやはり規制緩和を主張し、「自由貿易の 原理を守るためには、そんな数値目標は受け入 れられない」といいながら、実際には数値目標 を受け入れて、それで両国間の妥協が成立して いるのである (95年6月の日米自動車交渉な ど)。したがって、両国の国民は、そういうキツ ネとタヌキの化かし合いのような規制緩和論に だまされないようにしなければならないのであ る。

②「円高の悪循環」と「日本独占資本の世界経済制覇」問題の発生

もし日本の政府と財界が本当にかれらの企て ている通りの「規制緩和による構造改革」を実 行すれば、どうなるか。もしそうなれば、一般 的にさまざまな弱者保護の規制が撤廃される (借地借家法や大店法の改悪だけでなく、社会 保障や労働者保護の制度の改悪までも政府の諸 文書は企てている)が、それだけではなくて、 さらに円高下の輸入の自由化と規制緩和によっ て日本の「低生産性部門」すなわち農業や中小 企業が壊滅的な打撃を受けて、大量の失業者が 発生することになろう。しかし、もしそうなれ ば、それによって生ずる低コスト (大量失業→ 賃金抑制、低生産性=高コスト部門の消滅によ る原料・部品の低廉化)を武器にして、日本の 大企業の輸出は再び急速に伸び、円高がさらに 進むことになるであろう。しかしそうなると再 び日本が「高物価・高賃金・高コスト」国にな

るため、もう一度同じ規制緩和、リストラ「合理化」等々をおこなわなければならなくなって、「円高の悪循環」が生まれる。それとともに、日本の大企業は(円高が進むほど海外投資が有利になるので)海外進出をますます強め、その結果、国内では産業空洞化、海外では「日本独占資本の世界経済制覇」の問題が発生することになろう。このような国民を苦しめ、日本を危険な道へみちびく政策にストップをかけなければならないことは当然のことといえよう。

今日の日本の新保守主義経済学=規制緩和万能論は、これらの①と②のような、国民の目をごまかしたり、国民を苦しめたりする政策(「規制緩和による構造改革」)を理論的に支え、それを"錦の御旗"に仕立て上げる、芳しくない役割を果たしている、と私は考えている。

(経済評論家)

注

- 1) ミーゼスのこれらの主張については、たとえば一谷藤一郎「ルードヴィヒ・フォン・ミーゼス」(北野熊喜男編『近代経済学の展開』、河出書房『経済学説全集』第10巻:1956年、第4章第1節)や、村田稔雄「ミーゼス生誕百十周年を迎えて」(『世界経済』91年10月号)等参照。なおその他の新保守主義経済学の諸議論については拙著『新保守主義経済学』(青木書店、1987年)を参照されたい。
- 2) 当時、一方では、ベトナム戦争によって軍事費支出が増大 し、他方では、高度成長の長期継続下で大幅賃上げ、(革 新勢力の進出に伴う) 社会保障費増大、公害対策費増加、 資源不足の発生等々が生じ、それらがインフレを促進し
- 3) たとえば新保生二編『ゼミナール マクロ経済学入門』 (日本経済新聞社、1991年)はこの立場に立っている。なお「新古典派経済学」という言葉は、これ以外にも多くの意味で用いられている(新保守主義経済学全体、またはワルラス以降の市場万能論的経済学全体、ないしはマーシャルやピグーらのケンブリッジ学派等々を指すこともある)ので、場合によってそれが何を意味するかをたしかめることが必要といえる。
- 4) 吉川洋『ケインズ―時代と経済学』(ちくま文庫、1995年) 190~192頁。
- 5) 同書192~193頁。ポール・クルーグマン『経済政策を売り 歩く人々』(1994年)、伊藤隆敏監訳(日本経済新聞社、1995年) 232~233頁。
- 6)中谷巌『入門マクロ経済学』第3版(日本評論社、1993年) 408~409頁;伊藤元重『入門 経済学』(日本評論社、1988

- 年) 227~230頁。
- 7) M.フリードマン『資本主義と自由』(1962年)、熊谷尚夫・ 西山千明・白井孝昌訳(マグロウヒルブック、1975年) 40~41百。
- 8)マネタリズムでは「もし貨幣量が10%ふえれば、名目所得も10%ふえる」という理論を作っていたが、その場合にもし貨幣の流通速度が10%低下すれば、たとえ貨幣量を10%ふやしても、名目所得はほとんどふえないことになる。したがって貨幣の流通速度の安定(一定性)が、上の理論を成り立たせる条件であった。
- 9)中谷前掲書「13 ニューケインジアンの経済学」。クルー グマン前掲書245~248頁。
- 10) 『経済』93年2月号の拙稿「クリントンの経済政策ブレーン・ライシュの経済学」中の181頁参照。
- 11) その代表的な著作は、チャルマーズ・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』(1982年); C.V.プレストウィッツ『日本逆転』(1988年)、国弘正雄訳(ダイヤモンド社、1988年); ジェームズ・ファローズ「日本封じ込め」(米誌『アトランティック・マンスリー』1989年5月号)、小松修幸訳(『中央公論』1989年7月号); カレル・ヴァン・ウォルフレン『日本権力構造の謎』(1989年)、篠原勝訳、上・下(早川書房、1990年)である。
- 12) 『日本経済新聞』95年7月24日付。
- 13) ローラ・タイソン、チャルマーズ・ジョンソン、ジョン・ ザイスマン『"閉鎖大国"ニッポンの構造』(1989年)、大 岡哲・川島睦保訳(日刊工業新聞社、1994年)。
- 14) クルーグマン前掲書286~289頁。
- 15) 経済の現実の動きは、純粋な市場原理だけで決まるものではなく、歴史的偶然(政府の経済政策も含めて)の累積的効果によって決まる場合が多い、と説く理論。
- 16) 富浦英一『戦略的通商政策の経済学』(日本経済新聞社、 1995年)。クルーグマン前掲書第9~10章。
- 17) ここから①の終わりまでは、前掲『新保守主義経済学』2 音VII参昭。
- 18) 大前研ー『大前研ーの新国富論』(講談社、1986年) 327 頁、第三章、302~305頁等。
- 19) 中谷巌「規制緩和を拒む日本経済に明日はない」『THIS IS 読売』95年2月号。
- 20) グループ2001「規制緩和という悪夢」(『文芸春秋』94年8 月号)にたいして、中谷巌・伊藤隆敏「規制緩和は『悪夢』 か『福音』か」(『エコノミスト』94年8月30日号)が反論 した。
- 21) 中谷巌「『間接税中心』に転換を」(『日本経済新聞』93年 9月4日付)。
- 22) 伊藤元重「円高をチャンスに転じる規制緩和」(『現代』95年6月号)。
- 23) 加藤寛「年金改革、給付見直し急務」(『日本経済新聞』95 年1月6日付)。
- 24) 野口悠紀雄『1940年体制』(東洋経済新報社、1995年5月)。
- 25) 清水啓典「経済学の進歩と日本の経済政策」(『朝日新聞』 95年11月3日付)。
- 26) 叶芳和「規制緩和で震災復興」(『日本経済新聞』95年7月 27日付)。
- 27) これについては拙稿「規制緩和万能論の大合唱とその意

- 味するもの」『賃金と社会保障』96年2月下旬号を参照されたい。
- 28) 西山千明「『不況スパイラル』回避を」(『日本経済新聞』 93年9月29日付)。
- 29) 前掲『新保守主義経済学』109頁参照。
- 30) 中谷巌『入門マクロ経済学』第3版(日本評論社、1993 年)、伊藤元重『入門 経済学』(日本評論社、1988年)。
- 31) たとえば規制緩和をめざす政府文書の多く出た95年秋に は、産構審の基本問題小委員会の委員には委員長・辻村江 太郎氏(東洋英和女学院大学教授)をはじめ、伊藤元重 氏、中谷巌氏を含む多数の近経学者が含まれていた。また 同じ時期の経済審議会の「自由で活力ある経済部会」の委 員には伊藤元重氏、中条潮氏(『規制破壊』東洋経済新報 社、1995年の著者)を含む多数の近経学者が含まれていた。

----前号 (No.21) の訂正-

16ページ右段2行目

日本債権信用銀行→日本債券信用銀行

島田晴夫「新産業雇用創出論」批判

北野 正一

1990年代に入るとバブルが弾けて素面に戻り、 経済大国にも関わらずなぜ生活小国なのか、が 国民的関心になった。政府の生活大国 5ヶ年計 画はこれに押されて打ち出された。だが、不況 が深化、長期化し、大企業の海外生産がアジア で本格化し、日本経済の空洞化とJapan-passingが言われる中で、生活大国どころか経済大国 自体が動揺し始めた。戦後50年にあたる1995年 には、阪神大震災や金融機関の信用失墜と住専 問題など、戦後体制の総決算を迫る事件が噴出 した。新たな方向と戦略を提起し、構造転換を 図るべき政治の季節に突入している。この中で、 保守派の旗手島田晴夫氏は再度生活大国の旗を 掲げ直し、そのために痛みを伴う構造転換と政 府のあらたな役割を強調する「新産業雇用創出 論」を提起した1)。

1. 「新産業雇用創出論」の主張

(1)国際分業論

保守派の政策の基礎には、市場の価格メカニズム論とその国際版である国際分業論がある。 国際分業論によれば、日本は他国に比べて比較優位にある産業に特化して貿易すれば双方の国は所得を増加させて豊かになれる。産業は高生産性部門と低生産性部門に分類され、後者から前者へ労働力や資金を移動させ、その製品を輸出し、後者は他国から輸入すれば、日本の物価 は低く押さえられて実質所得は上がり、生活大 国が実現して貿易摩擦も起こらない²⁾。

ところが、日本では高生産性部門に資源を集中させ輸出を増やし経済大国になったにもかかわらず国民の生活は小国に留まり、貿易摩擦と超円高を招いている。これはなぜか。その理由は、農業や中小企業などの低生産性部門が輸入を制限して高価格を維持し、内外価格差を拡大させているからである。既に名目賃金はアメリカよりも2割以上も高い高コスト国になったのに、低生産性部門のコストと物価が高いために実質の購買力は4割以上も低いのである。日本は、低生産性部門の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コストと高賃金による高コスト、という二重の高コスト経済なのである。更にまた、輸入が押さえられているから貿易収支の黒字がたまって貿易摩擦となり、購買力からかけ離れた円高を招くのである。

以上は産業のうち貿易部門についての話であるが、流通やサービスなどの非貿易部門には貿易による競争の作用は働かない。この部門については、元来の市場の価格メカニズム論が持ち出される。非貿易部門には流通の大店法、輸送・通信・建築・教育や福祉事業などにおいて各種の規制があるために競争が押さえられており、その結果、低生産性・高コストが温存されて高物価となり、この面からも購買力が抑えられるのである。

纏めると、日本の生活小国と貿易摩擦・円高の原因は低生産部門の温存による高コストにある。そこで、輸入自由化と規制緩和によって競争を働かせることによって低生産性を解消すれば、生活小国と貿易摩擦とを同時に解決することができる。以上は、1980年代以降の新自由主義の基礎にある理論であった。

(2)島田氏の提案「新産業雇用創出計画」と政 府の積極的役割

島田氏は基本的に市場信奉者であるが、国民の生活小国批判の強まりと平成不況の長期化と日本経済沈滞化の危機を前にして、その問題点を指摘し、政府の役割を強調する。

①不況長期化と大量失業の恐れ

先述の議論では、低生産部門を競争で淘汰し たり高生産性部門に変えれば、失業した労働力 は高生産性部門に吸収されると想定している。 いわゆるセイの法則である。だが、現実には平 成不況は長期化し、失業率は30年ぶりに3%台 に上昇し、この解決が焦眉の課題となっている。 失業率の上昇に対して市場メカニズムの教えに したがって賃金を切り下げれば(賃金破壊)、か つて1930年代にケインズが指摘したように、物 価と賃金が累積的に下落するデフレ経済に陥る、 という恐慌が真実味を帯びてきた。高生産性部 門自身が「過剰雇用」を抱え、リストラと海外 生産によって雇用を縮小させている。あるいは、 目新しい新製品や新産業が出現して労働力を吸 収するという楽観的な見通しが崩れ、大企業を あてにできずベンチャー企業の出現が待望され る状態になっている。不況からの自立回復力の 喪失が問題になっているのである。

②公共投資による市場基盤の整備の必要性

市場の欠点は、かつてケインズが指摘したように、失業が高生産性部門あるいは新産業の出

現によって自動的に吸収されるわけではない、という点だけではない。日本経済は既に成熟段階に入っており、生活大国を実現するためには高齢化に伴う健康や介護、子供の教育や育児、環境問題などの新3Kと言われるニーズへの対応が不可欠である。だが、これらには現在の市場メカニズムだけではうまく対応できない。そこで、新しいニーズに既存あるいは新産業が対応できるように、公共投資によって基盤を整備することが必要になる。そうすれば、構造政策によって低生産性部門から放出された労働力を新しいニーズに振り向けることができて、失業の解消と生活大国を同時に達成できる。新自由主義の小さな夜警国家ではだめである。これが、氏の「新産業・雇用創出計画」の筋書である。

(3)数量的検討

次に、この筋書に従って氏の計画の数量的な 効果を見よう。

計画は、輸入自由化と規制緩和による構造改 革と、それに伴うデフレを回避し新産業を誘発 するための公共投資、この二本柱からなる。

第一の構造政策である。まず欧米との内外価格差は18%と推定され、輸入自由化によって輸入物価がそれだけ下がるとする。その結果、例えば農業では大規模農地へ統合され、生産性は現状での生産性格差である15.5%だけ上昇すると仮定する。流通やサービスなどの非貿易財については、規制緩和・競争促進によって欧米並に生産性が上昇する、と仮定される。円レートは、これを放置すれば90円程度に上昇して行くが(これは1994年時点での推計)、この計画の実施によって110円の現状を維持できるとする。世界経済は2%で成長する。

そこで、賃金等の名目所得を一定に保つと仮 定しておいて、需要面から見て構造政策によっ

て物価が下がって実質所得が増加した効果を推定すると、生産は総計で110兆円、雇用は1010万人増加する。他方、これを費用面から見ると、賃金を一定に保ったまま価格を下げれば実質賃金が上昇するので、企業は雇用を減らし生産性の引き上げを図る。これによって1120万人が失業し、純計で110万人だけ失業が増加する。

そこで、第二の公共投資の追加である。7年間に新規に100億円の公共投資を積み増すと、208万人の雇用増を見込めるから、雇用は純計で100万人増加して、現在の失業180万人はほぼ解消することができる。

2. 批判

(1)円高の見方について

円高のどこが問題なのか、これを巡って二つ の見方が対立している。島田氏は、円高に見合 う購買力が高まっていない点が問題であり、そ の原因は内外価格差をもたらす輸入抑制にある、 という。もう一つの論は、円高は国内の多くの 産業に打撃を与え経済不振をもたらす程度にま で上昇しており、その原因は大企業の輸出過剰 にあり、それを支える長時間労働・下請けや政 府の優遇措置等の大企業への利潤と蓄積の集中 メカニズムが背景にある、という。島田氏が大 企業の輸出を問題にしないのは、比較優位部門 が輸出を伸ばし比較劣位部門が輸入を増やせば 国富は増す、とする国際分業論を理論的基礎に 置いているからであるい。ここでは、輸出の抑制 か輸入の引き上げかについて、現状を踏まえて 具体的に検討してみよう。

第一に、日本の現在の輸入制限品目は20数品目にすぎず、仮に最大の米を含めてこれを自由化したとしても日本の貿易黒字幅は大して縮まない。むしろ、打撃を受けた農家や農村部の所得減による内需削減効果が懸念される。この点

には島田氏も同意する。すなわち、貿易黒字の 原因は不況による所得効果、いわゆる輸出ドラ イブにある。そして、不況は、大企業の投資・ 利潤行動によるところが大きい。また、短期的 な貿易黒字は為替レートの調整、すなわち円高 によって時間のずれはあっても解消されるが、 すでに1971年以来 4 次に亘る大幅な円高の襲来 によって円は3-4倍に及ぶ上昇を見た。この 原因も、この間の輸出関連の大企業による巨大 な投資と生産性の向上という長期・構造的な要 因にある。従って、この構造が続く限り、輸出 の主導する円高は今後も続くことになる。平成 不況の中で、大企業は国内での利潤集中メカニ ズムを維持したまま海外投資を主軸に移してお り、これが不況の反転難と空洞化をもたらして いる。

第二に、低生産性部門の烙印を押されながら も今なお国内に残っている中小企業や農業は、 既に3-4倍の円高により直接間接の競争にさ らされながらも合理化しつつ生きながらえてお り、コスト面から見てもかなりの効率化を達成 していると言える。大企業の海外投資によって 空洞化が懸念される中、逆に、これらを生残ら せてきた特徴を生かしつつそのコスト引下げを 支援することによって今後は本格的に発展する、 という可能性が開ける。あるいは、島田氏も強 調するように国民のニーズがこれまでの大企業 の製品ではカバーできない領域に向かっている ときに、これに対応できるのはこうした産業で はないか。例えば、島田氏は嘲笑的に今後の農 業の方向をコスト競争力を持つ大規模農業以外 にグルメ型、余暇型、教育型などに分類してい るが、農村地域がこれらの要素に加えて安全保 障や環境・国土保全などの非市場的価値を総合 させることによって、地域の全体として見た場 合に質が高く採算性もとれる産業像を構想する

ことができる。あるいは、商業が地域における 物流機能だけでなく、情報、余暇・文化、介護 や教育、リサイクルなど環境対応を含めた地域 の総合機能の中核として再生するのである。国 民の新しいニーズに対しては、こうした地域型 の産業が新しいニーズを複合的に、地域を総体 としてみてその中核的な役割を果たすときに、 よりよく実現されよう。

(2)島田氏の計画の批判

氏の計画は、輸入自由化と競争促進策だけでは不況を深化させるとして市場の自立回復力の限界を指摘している点、また現在の市場では国民の新しいニーズに対応できなくなっているから生活大国にはこれを踏まえた政府の役割が不可欠であるとして、新自由主義者や国際分業論者の狭隘性を超えた点は評価できる。実際、形式的に言えば氏の計量分析は、実質賃金率と雇用とを共に増大させる一つの方策を示している。だが、この数量分析は次のような基本的な問題を含んでおり、結局生活大国につながらず、財界等の既得権益を擁護する結果に終わっている。①財政赤字

この計画の最大の泣き所は財政赤字にある。 構造政策による失業を財政支出で穴埋めしよう というものだから財政は大幅な赤字になってい るはずであるが、氏はこの肝心な点を示してい ない。氏の言う財政支出は、平成不況が深化し だした92年度に宮沢内閣が10兆円の大型補正を 組んで以来の相次ぐ景気対策予算総計約70兆円 によって既に実行中であるが、景気の落ち込み をくい止めるのに精一杯で、1996年度予算の財 政赤字21兆円はGNPの4%、財政赤字の累計は GNPの50%を越えるに至った。財政支出の財源 を棚上げにしたままでは、甘言を弄して問題を 粉塗するもの、といわれても弁解の余地はなか ろう。それとも、この財源としては、消費税の10%への引き上げを考えているのであろうか。 それならそれで、消費税を計量モデルに入れ込んで試算して、高齢化社会においてどんな経済 大国が実現できるのか示すべきだ。消費税を除けば、抜本的な税制改革は輸出税か法人優遇措置の撤廃や法人課税しか残されていない。氏が生活大国を実現するには、どうしても高生産性部門は問題なしとして見逃された大企業への対応を避けて通れないのである。

②コミュニティの重要性

氏は、国民の新しいニーズに対応するには現 在の市場では限界があり、公共投資によって両 者を接合させることが不可欠である、と述べる。 だが、実際には、介護や健康、教育や保育、環 境のどれを見ても公共投資をどう支出すれば市 場化できるのか、具体的に述べられていない。 例えば、高齢者の介護については、家屋などの 資産をもった高齢者には、これを担保にした養 老施設による市場化と言う。質も量もまた道義 的にも、高齢化を迎える経済大国に相応しい生 活大国をまともに構想しているとは思えない。 高齢化先進国で個人主義の強かった西欧では、 いずれもスープの冷めない親子の距離、あるい は高齢者の集合住宅や地域との一体化が言われ ている。人間のソフト面に関わるこれらの問題 は、いずれも地域におけるコミュニティの形成 を抜きに語れない。ところが、大企業はこれに 直接には関われない。地域に定着する生活者、 あるいは地域に活動の基盤を持つ中小自営業、 そして地域を基盤にした地方自治体がこれを担 える。これは、これまで市場で分断され、大企 業と中央政府に統合されてきた日本の社会・生 産関係の革命といえる。

氏は取り上げていないが、都市部における住 と住環境の貧困さは膨大な潜在的内需の存在を

示している。先の生活大国五ヶ年計画は相変わらずの外延拡大的な住宅像に立っていた。バブルが破綻し東京圏ですら人口が減少し始めた現在、既成市街地での住居と住環境の整備が不可欠な課題になっている。これと国民の新しいニーズがぴったりと結び合うのである。阪神大震災とその後の現状は、何よりも雄弁にこれを示している³〕。

③大企業の改革

歴史的にみれば、近代化・高生産性部門の担い手として大企業は位置づけられ、労働力や資金がここに集中され、これが牽引力となって日本が経済大国となり円高がもたらされたのは事実である。国際分業論は、これを支える理論的役割を果たした。だが、とりわけ平成不況に入ると、大企業は一層の高生産性のための開発投資や能力増大投資を抑制し、その利潤を海外資産の買収や直接投資に振り向けている。これは、大企業が生産性向上や国民のニーズに対応できる余地が狭まったからである。その結果、不況は長期化し、空洞化が進み、経済は自立回復力を喪失させたかの事態に至る。氏とは方向が異なる大企業の構造転換が要請される。

従って、現状の矛盾を打開して国民の経済的 厚生を増大させるためには、国民のニーズが求 め、安全や環境などの非市場的価値を含めて付 加価値のより高い部門や、コスト削減の余地や 革新の苗床となる領域に政府の産業政策が傾注 されるべきこととなる。地場産業など中小企業 や自営業などは、これまで住工商混在の困難と 大企業優先のため政府の政策の対象外に置かれ てきたのであるが、現在、既成市街地の街作り の中心的な主体として、高品質化、費用削減、 新分野進出を目指し抜本的な改善に乗り出すべ き時期に至ったことが分かる。従って、明治以 降の大企業優遇制度は地域作りのために再編成 すべきである。

4主体の形成

上述した構造転換を実現するためには、地域における住民、商工自営業者、高齢者、そして地方自治体の地域レベルでの、そして全国レベルでの連帯が不可欠である。また、労働者が雇用保障や時短など労働条件を改善し、地域づくりに参画できるような企業構造の改革も不可欠であり、これを目指す連帯が要請される。だが、島田氏の構造政策はこれらの連帯をすべて不可能にする競争促進策である。現在、政官財癒着によって権力を握っている連中にとっては、労働者や住民が競争しあうほど自らの支配は容易になる。その結果、生活大国はますます遠ざかる。こうしてみると、島田氏の提案は、目的に対して手段が対応しない戯画であることが分かる。

- 1)「日本改造論-新産業雇用創出計画」、島田晴夫、1995年 1月、PHP研究所。
- 2) 国際分業論はリカードの比較優位論を柱にしており、これは市場メカニズムの認識についての偉大な貢献であるが、その問題点もまた重要である。第一は、完全雇用の成立を意味するセイの法則を前提にしている点であり、マクロ経済学では国民所得における投資と貯蓄のアンバランスと表現されている。第二はこの動態版である。静態的な比較優位論は将来における発展可能性を踏まえた動学的な比較優位論となる。他方、貯蓄投資論を動学化すれば、潜在成長率と保障成長率とのアンバランスの問題となる。この上に、マルクス・置塩の不安定性と景気の反転の問題がある。第三に、国際間の潜在・保障成立率のギャップの問題である。ここから、貿易の不均衡や資本移動の問題が生まれ、第1第2の国内問題を加重させる。
- 3) 生活大国を目指す産業像については、さしあたり「大震災と地方自治」、住工商のまちづくり(北野・安藤、1996年、自治体研究社)を参照のこと。

(会員・神戸商科大学教授)

反動的政治経済学と労働運動

藤吉 信博

はじめに

大企業は自ら創り出した「異常円高」や「国際競争力強化」を口実に、国際的規模でグローバルなスクラップ・アンド・ビルド戦略を展開し、大規模な首切り・人べらし「合理化」攻撃を強行している。これは新旧連合勢力が競い合って推進する悪政によって一層促進されている。こうした状況の下で、中間管理職を含むあらゆる階層の労働者と国民諸階層の状態悪化が進行し、支配階級との矛盾を鋭いものにしている。

住専問題や沖縄・安保問題に対する国民の鋭い批判の背景には、戦後50年の長期にわたる自民党・反動支配勢力の(いまでは、自民・社民・さきがけによる与党連合勢力と自民別派に吸収された民社・公明などの野党連合勢力=新進党とが競い合って)推進する対米従属・大企業本位の政治・経済政策が、労働者・国民諸階層の全面的な状態悪化を促進し、日本の政治・経済・社会のすべての面にわたる深刻な行き詰まりの根元となっていることに対する国民の憤り、批判と意識の変化があることを見落としてはならない。

今年は憲法発布50周年という記念すべき年で もある。先日公開された貴族院憲法制定議会の 「筆記要旨」は、現憲法の平和的・民主的条項 確定過程における反動勢力と内外民主勢力との 息詰まる闘争の息吹を凝縮して実感させる。労働者・国民の労働と生活、権利確立のために掲げられ続けている「職場に憲法を」、「暮らしのなかに憲法を」のスローガンの重要性を再確認せずにはいられない。こうしたことなどを視野に入れながら、筆者に与えられた主題に触れることにしたい。編集部から与えられた主題は「『新保守主義経済学』と日本の労働組合運動」である。編集部は恐らく「新保守主義経済学」派として、フリードマンやハイエク、加藤寛などに代表される経済学派を想定しているのであろうが、筆者は彼らを単純に「新保守主義経済学」という用語で表現することは適切でないと考えている。

それは主として日本語の語感に関わっているかも知れないが、第1に、一般的な語法によれば、「保守」(conservative)は「革新」(progressive)の反対語ではあるが、「反動」(reactionist)と同意語ではない。ここで問題とする学派は、主としてケインズ学派を軸にした近代経済学派の単なる反対派ではない。

第2に、80年代以降、レーガノミックスとか サッチャリズムなどと結びついて脚光を浴びた マネタリズムやサプライサイドの好戦的でイデ オロギッシュな経済学は、「保守主義」などとい うなま易しいものではない。日本でも中曽根自 民党内閣が推進した軍拡・「臨調」路線が、「戦

後政治の総決算」という旗印と結び付いていた ことからも明らかなように、戦後第2の反動攻 勢を促進するためのイデオロギーの重要な構成 要素である。

資本主義の発生以来、資本の横暴な蓄積運動 を規制しようとする労働者・国民の闘争を反映 して、とくにロシア革命以降、ブルジョア経済 学はケインズも含めて、危機に直面した資本主 義を救い出し、永続化させる立場から、労働運 動や国民の闘争をも視野にいれざるを得なかっ た。いわゆる「修正資本主義」や「福祉国家」 論的経済理論はそのような政策対応の所産であ った。フリードマンらがこれらの「修正」「改革」 (reformism, revisionism)に、「市場万能論」 の立場から反対し、労働者・国民生活にとって 不可欠となっている歴史的・社会的に形成され てきた資本の横暴に対する規制を、独占資本が 国家の機能と機構によって強大化した国家独占 資本主義段階で撤廃せよと主張し、無制限な独 占資本の資本蓄積の自由を保障せよというイデ オロギーは、経済学史上も真の意味で反動学派 といわなければならない。

1. 世界資本主義体制の矛盾の激化と反動攻勢の特徴

(1)アメリカ帝国主義の相対的地位の低下

独占資本の蓄積の無制限自由を主張する反動 的政治・経済イデオロギーの台頭は、アメリカ 帝国主義を盟主とする戦後資本主義の矛盾の反 動的再編と結びついている。その意味を理解す る上で、70年代前半の「3つのショック」が重 要である。

第1は「ニクソン・ショック」である。71年 8月15日、ニクソン米大統領が金・ドル交換停止を実施したことは、アメリカ・ドルを基軸通 貨として成立していた戦後世界資本主義体制の 重要な支柱としてのIMF体制を崩壊させた。第2は「オイル・ショック」である。73年10月17日のOAPECによる原油生産制限と原油の大幅値上げは、発展途上国の原油収奪の上に構築されていた発達した資本主義諸国に、戦後はじめての本格的で深刻なスタフグレーションをもたらし、資本主義世界全体に世界恐慌を拡大した。第3は「ベトナム・ショック」である。75年4月30日、アメリカの全面的軍事介入によって支えられていたサイゴン傀儡政府が降伏し、南ベトナムは完全に解放された。アメリカの軍事介入は完全に敗北した。

これら一連の「ショック」は、いずれもアメリカ帝国主義の世界政治・軍事・経済戦略の本質的矛盾の露呈であり、アメリカの相対的地位の低下を示す典型的なメルクマールである。

アメリカ帝国主義が第2次世界大戦後、「世界の憲兵」として君臨してきた背景には、世界最大の経済力に裏付けられた核軍事力を土台として、アメリカとの軍事同盟を機軸に世界規模で展開する「力の政策」があった。このことが同時に、アメリカが自ら促進する核軍拡政策に伴い累増する軍事費支出による膨大な財政赤字体質化の原因となった。加えて、アメリカとの軍事同盟を基礎に、アメリカのコングリマリットが展開する多国籍企業化は、アメリカ産業の「空洞化」をもたらすと同時に、貿易赤字を累増させ、「双子の赤字」をますます深刻化させる原因となったからである。

アメリカ帝国主義はこのような経済面における相対的地位の低下にもかかわらず、核兵器を中核とする軍事力を背景にして、「力の政策」にもとづく帝国主義的世界支配政策を維持する戦略を取り続けた。それと連動して打ち出された経済政策が、ここで問題にしている反動的政治経済学派のイデオロギーに他ならない。

(2)アメリカ帝国主義の「力の政策」の再編強化

反動的政治経済学の具体的な批判は別稿にゆだねるとして、小稿ではアメリカ帝国主義が展開してきた「力の政策」に対する深刻な打撃(このことについては叙述に係わる範囲で後述する)から生じた矛盾と相対的地位の低下を、反動的方向で打開しようとする戦略=「力の政策」の再編の特徴について確認しておきたい。

その特徴の第1は、選挙で選出された合法政 権を武力で破壊するという剝き出しの「力の政 策」の発動である。73年9月、アメリカの直接 的介入のもとに、ピノチェットを中心とする軍 事クーデターが、チリのアジェンデ人民連合政 府を崩壊させた事件はその典型である。第2は、 ニクソン米大統領の72年2月訪中、5月訪ソ後、 6月の上院外交委員会の報告でニクソンが「中 ソに気兼ねなく北爆が可能になった」と公表し たことに典型的に現れているように、「社会主 義」は名乗るが実態は国内的にも国際的にも社 会主義と無縁な人民抑圧体制に変質した、官僚 主義的・社会帝国主義国を最大限に利用して、 主として第3世界に対して発動した「力の政策」 (「各個撃破政策」) である。第3に、キッシン ジャーが76年6月のイタリア上下両院選挙での 共産党の前進を阻止するために繰り返し干渉し、 6月のサンファン会議でアメリカ、西ドイツ、 イギリス、フランス4ヵ国首脳が、共産党が入 閣すれば経済援助を停止するなどの干渉同盟を 結んだことに典型的に現れているように、発達 した資本主義国に対するアメリカとの軍事同盟 を機軸にした革新分断と結びついた「力の政策」 である。75年11月に第1回サミットが開催され たのもその一環である。

2. 反共反攻の開始と労働戦線の右翼的 再編

(1)革新的潮流の前進と反動攻勢

アメリカ帝国主義の「力の政策」の再編は、 日本では日米軍事同盟の侵略的再編と日本独占 資本の帝国主義、軍国主義復活・強化の野望と 結びついて展開された。小稿の主題に即してい えば、アメリカの「力の政策」の再編成に呼応 した政治戦線の反動的再編成と連動して、労働 戦線における反共主義・体制擁護・企業主義的 労資協調路線に基づいて右翼的再編成が、日本 独占資本主義の帝国主義、軍国主義復活、強化 の社会的基礎づくりの重要な一環として推進さ れたことが重要である。

まず労働戦線の右翼的再編成から見てみたい。 右翼的再編成の蠢動は、小稿の分脈でいえば、 70年2月の同盟第6回大会が独占資本の要請に 応えて反共・親米、労資協調主義にもとづく労 働戦線の右翼的再編を提起したことが端緒であ る。しかし、70年代初頭から顕著になる革新勢 力の前進(京都・東京・沖縄・大阪・神奈川・ 埼玉などでの革新知事の誕生をはじめとして、 革新自治体で生活する人口が国民の4割以上を 占めるようになるとか国政選挙での日本共産党 の躍進などはその象徴)によって、表面的には 後退する。

しかし、73年後半に発生した「オイル・ショック」の影響で物価が高騰し、これに反対する 共産党、社会党、公明党と総評など労働組合、 婦人団体、消費者団体など26団体が「国民生活 を守る緊急集会」を開催し、74年1月には共・ 社・公、総評など70団体が「インフレ阻止国民 共闘」を組織するなど、国民生活防衛闘争が前 進する中で、74年春闘は「国民春闘」といわれ るようになり、「狂乱物価」が背景にあったとは いえ、春闘史上空前の額(2万8981円)・率(32. 9%)を獲得した。

また、ロッキード事件で田中首相が辞任(74

年11月) に追い込まれ、対米従属・金権腐敗の 自民党政治に国民の批判が集中する中で、労働 4団体は75春闘の共闘の柱のひとつに全国一律 最賃制確立の統一要求をすえ「最賃制共闘」を 再開(75年1月)した。これらの運動の盛り上 がりを背景にして、共・社・公・民野党4党が 国会に最賃共同法案を提出(3月)した。

(2)「予測生産性基準原理」と「経済整合性」論 このような日本の労働運動史上における重要

な前進に遭遇した独占資本は、労働戦線の右翼 再編成に本格的に着手することになる。

その第1弾は日経連の「大幅賃上げの行方研 究委員会最終報告書」(74年11月)である。これ は、73春闘に引き続き春闘史上空前の大幅賃上 げとなった74春闘から日経連が教訓を引き出し、 本格的な賃金抑制のための反転攻勢を開始した ことを意味していた。

「最終報告書」は、マクロ的には、「予測生産 性基準原理」によって、ミクロ的には「支払い 能力」論にもとづいて賃上げを決定すべきであ ると主張する。このことは日経連が本格的に賃 金抑制を開始するという闘争宣言であった。こ の「原理」の反動性は、W=P+L+D (賃金 の上昇率は物価の上昇率と労働生産性の上昇率 と労働分配率の上昇率の和に等しい) という恒 等式から、労働分配率はゼロ(労働者は利潤に 一切手をつけさせない)にした上で、労働生産 性の上昇を上回る賃金の上昇は「コスト・プッ シュインフレ」を引き起こすという現代的な「賃 金物価悪循環」論にもとづいて、今までブルジ ョア経済学が曲がりなりにも認めてきた、賃金 と労働者の生活との関連性を完全に否定し、名 目賃金の上昇率を国民経済的に見た労働生産性 の上昇率の範囲内に抑制すべきであると主張す る点にある。このマクロの議論に「企業の支払

い能力」論というミクロの議論がとどめを刺す。 「最終報告書」は、75年度は経過措置として賃 上げ率15%としたが、76年度以降は1ケタ台と いう賃上げ「ガイド・ポスト」を決定し、賃上 げ率ゼロへの路線を確定したのである。独占資 本・財界にとって、それを実現する上でも現体 制擁護・労資協調路線にもとづく労働戦線の右 翼再編は緊急・不可欠の課題となった。

この路線に労働戦線から呼応したのが、同盟、 JCなどの右翼幹部たちが提唱した「経済整合 性」論である。この「整合性」論は「労働組合 の賃上げ要求は賃金水準ばかりでなく、生産性、 物価、雇用など国民経済全体の動向を考慮し、 賃上げしても日本の経済が損なわれない範囲で 行うべきである」という、独占資本の高利潤・ 高蓄積を妨げない範囲に賃金を自粛するという 完全に独占資本に屈服した「生産性基準原理」 の労働組合版に他ならない。

この路線を推進したのが「政策推進労組会議」 であった。鉄鋼労連、電機労連、電力労連など 同盟、中連、総評の大企連を中心として76年10 月に結成された「政推会議」は、わざわざ労線 統一とは切り離し、政策制度要求を追求すると 唱ったが、79年から80年にかけて本格化する労 働戦線の右翼的再編成の伏流として重要な意義 をもっていた。

3. 軍拡・「臨調行革」と連合路線

(1)政治路線から端緒を開いた労働戦線の右翼 的再編成

しかし、より決定的に重要なのは政治戦線右 翼的再編成との関連である。79年5月、サチャ 一政権、80年11月、レーガン政権が樹立され、 サチャリズム、レーガノミックスなどと呼ばれ る反動的な政治・経済政策が強行される。日本 でも、82年11月、中曽根内閣が「戦後政治の総

決算」を旗印に誕生し、83年1月のレーガンとの会談で「日本列島不沈空母」論を展開し、アメリカの世界核戦略に積極的に追随する軍拡・

「臨調行革」路線を強力に推進することになる。これら3政権が採用した「経済理論」がマネタリズムやサプライサイドの経済学である。この学派が主張する共通論点は、国家財政の赤字の原因を国民生活・社会福祉・保障支出にあるとし、社会福祉は労働者・国民を怠惰にするだけである。国民は「自立・自助」で生活を営むべきであるので、社会福祉を切り捨てよという点にある。また、企業活動を規制する諸制度を廃止による独占企業の蓄積運動の無制限自由を主張する。さらに、大金持ちには減税を、労働者・下層国民には増税を主張する。国民福祉を切り捨てた予算はアメリカとの軍事同盟強化する軍事拡大に充用されるのである。

この政策は、労働者・国民が永年の闘争によって社会制度として結実してきた社会福祉・保障水準を、独占資本が国家の機構と機能によって補強されている国家独占資本主義段階において、素朴な産業資本主義段階における滋恵的な救貧法的水準に逆転させようという意味でまさに反動的である。

このファッショ的な軍拡・「臨調行革」路線を 推進する社会的基盤として、第2の反動攻勢に 呼応して進められたのが連合路線に接続する労 働戦線の右翼的再編成であった。それはまず政 治路線の右翼的再編から始められたという重要 な特徴を持っている。

アメリカの「力の政策」の再編に呼応して、 75年7月8日、日米安保協議委員会で日米防衛 協議小委員会が設置されたが、それと連動する かのように、7月10日、戦前の大政翼賛会初代 総務部長であった松前重義東海大学総長を会長 に反共社公民勢力による「新しい日本を考える 会」が結成された。翌76年8月、65年から関係を断絶していた総評とAFL・CIOとの関係修復のため、ワシントンで槇枝総評議長はミーニーAFL・CIO会長と秘密裏に会談し、総評の国際路線を国際自由労連へ転換する重要な契機をつくった。

とくに重視すべきは、79年10月、社会党・総 評協議委員会が「社公中軸路線」推進を打ち出 し、11月、総評慎枝議長が公明党との定期協議 で、政権構想協議では日本共産党を切り捨てて もよいと表明したことである。この社会党・総 評の右転落が、89年11月に結成される連合路線 の直接的端緒を切り開いた。12月、公明党と民 社党とは安保、自衛隊存続、日本共産党排除の 連合政権構想で合意し、80年1月、社会党と公 明党とは日本共産党排除、安保条約・自衛隊当 面容認の連合政権構想で合意した。これによっ て、政治戦線においても、労働戦線においても 自民党の基本政策での合意形成がされ、政治戦 線での現代版「大政翼賛会」化と労働戦線での 現代版「産業報国会」化が完成する。

(2)軍拡・「臨調行革」と国民生活

ファッショ的軍拡・「臨調行革」路線は、上記のような性格を持つ労働戦線の右翼的再編成と連動しながら推進された。軍拡・「臨調行革」の展開過程と労働戦線の右翼的再編成の関連を、労働者・国民生活への影響という側面から検証しておきたい。

鈴木首相はレーガンと会談して、日米関係をはじめて「同盟関係」と規定し、アメリカの核世界戦略に積極的に追随する反動政策を推進した。鈴木内閣は軍拡・「臨調行革」路線推進の基本方向を80年11月の参議院で可決・成立させる。その主要施策は、臨時行政調査会設置法、軍拡・戦時体制整備の「防衛3法」、ローカル線と労働

者切り捨ての国鉄「再建法」、健康保険法改悪などであった。

鈴木内閣が据えた軍拡・「臨調行革」路線は、 82年9月公務員給与引上げ(人事院勧告)凍結 以降、中曽根軍拡・「臨調行革」に引き継がれて より反動性を帯びて次々と実行に移される。そ の主要な事例を列挙すれば以下のようである。

84年10月健康保険の本人1割負担が実施された。84年12月電電公社民営化法案が可決・成立(85年4月日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社発足)し、国有財産の独占資本への売却、労働者に対する大量首切り・人べらし「合理化」攻撃が猛烈な勢いでかけられはじめた。国会にもはからずファッショ的に「異常円高=ドル安」容認と日米独占本位の「構造改革」をアメリカに約束する「プラザ合意」が85年9月に結ばれた。これが、現在、労働者・国民を苦しめている「異常円高」、「悪魔のサイクル」の出発点となった。

86年9月、民間活力推進懇談会(いわゆる金 丸懇) が発足し、ゼネコン主導の東京臨海開発 が推進され、現在、国民から憤りを持って糾弾 されている住専問題の導火線となった。86年11 月参議院は国鉄分割・民営化法案を強行可決・ 成立 (87年4月国鉄解体、分割・民営化) させ て、国民の交通権を破壊し、労働者に対する大 量解雇・人べらし「合理化」攻撃を強行した。 この不当性は、地方裁判所や地方・中央の労働 委員会でも明らかになっているにも関わらず、 JRは今なお1047名の労働者を不当に解雇し続 けている。87年4月の経済審議会「構造調整の 指針(新前川リポート)」は、アメリカの世界戦 略に積極的に追随しながら、グローバルなスク ラップ・アンド・ビルドを伴う多国籍企業戦略 を重要な高蓄積の柱とする日本独占資本の新た な蓄積戦略を鮮明に打ち出した。87年7月、生

産者米価31年ぶりに引き下げ、日本農業破壊と WTOによるコメ完全輸入自由化のための農業 政策の重要な転換点となった。また、89年4月 消費税(税率3%)実施したが、この消費税税 率の引き上げが今また国民の大きな憤激を呼ん でいる。

この点で見落とすことができない重要なポイントのひとつに、「財政再建」問題がある。軍拡・「臨調行革」促進のイデオロギー攻撃に当時既に110兆円(83年)を超す「赤字国債の解消」があった。しかし、軍拡・「臨調行革」路線推進の結果、現在の赤字国債累積額はゆうに220兆円(95年)をはるかに突破するに至っている。これは、国民生活、福祉・社会保障切り捨て、「自立自助」の名による税収奪によって、軍拡と大企業奉仕のために財政発動してきた厳然とした結果に他ならない。最早、反動的政治経済学派の反動性と破綻は明白である。

(3)連合結成の意味

以上見てきたように、軍拡・「臨調行革」が推進してきたものは現在に引継がれ、新旧連合勢力が競い合って推進する悪政の根元となっている。このような軍拡・「臨調行革」、ファッショ的「行革」が、政治戦線での現代版「大政翼賛会」化と労働戦線における現代版「産業報国会」化の動向と結びついて推進された。その労働戦線の右翼的再編成の完結形態が、89年11月に結成された連合(日本労働組合総連合会)である。

ここで、連合の結成に至る経緯を簡単に振り返っておく。80年9月、反共・企業内労資協調主義を共通の基盤とする同盟、総評、中立労連の了解の下に、右翼的再編推進を目的にナショナルセンターの枠を超えて同盟、総評、総連合、純中立、JC、JAFなど関係団体をカバーする資格をもつビッグユニオン6単産(ゼンセン同盟、

電力労連、鉄鋼労連、全日通、電機労連、自動車総連)の委員長または会長によって結成された「労働戦線統一推進会」が、81年5月発表した、反共・労資協調・現体制擁護の「基本構想」を土台に推進された。

「基本構想」の基本性格は、反共主義、統一労組懸排除を前提に、①搾取と抑圧という資本の論理に協力する露骨な体制擁護路線、②日米軍事同盟を支持する反民族的、反国民的路線、③「基本構想」の理念に賛成するものだけを結集する分裂主義であり、むき出しの右翼的再編という特徴を持っていた。

4. 歴史的展望開く全労連

(1)全労連の行動綱領と規約の特徴

全労連(全国労働組合総連合)は、その「行動綱領」で、日米反動勢力の基本政策を積極的に支持・推進する連合路線の「たたかう労働者と労働組合を選別し排除する労働戦線の再編成」を「断固拒否」し、「いっそう切実さを増している労働者・国民各階層の要求実現のため」することを表明し、「規約」で、「日本の労働運動の積極的なたたかいの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう」ことを宣言して、たたかう階級的ナショナルセンターとして、89年11月に結成された。

日本の労働者階級は、1950年、アメリカ占領 軍当局の弾圧によって全国労働組合連絡会が解 散させられて以来、本格的な階級的ナショナル センターを持たなかったが、全労連の結成はそ の40年ぶりの復活となった。こうして、日本の 労働運動は、全労連と連合という2つのナショ ナルセンターの時代に突入したことによって、 全労連路線と連合路線の政策上、運動上の根本 的違いが誰の目にもはっきりするようになって きた。

例えば、経済闘争の重要な柱である春闘においても、全労連は毎年連合の組合員をも含む数十万規模のアンケートなどを実施して要求を練り上げ、96春闘でいえば「3万5000円以上の賃上げを」、「誰でも2万円以上の賃上げを」など、積極的な要求を掲げてたたかっている。こうして、全労連は、日本の労働者の切実な賃上げ・生活改善要求を代弁し、そのエネルギーを結集するナショナルセンターとなっている。

実際の賃上げ獲得額においても、毎年、全労連は連合を額・率ともに上回っている。95年春 闘では、全労連を中心とする国民春闘共闘は加重平均で1万881円(3.57%)、連合は8120円(2.86%)と、額で2760円、率で0.71ポイント上回っている。連合は結成以来6回春闘に取り組んだが、賃上げ率は年々低下し続け、95春闘は史上最低に抑えられた。

全労連は春闘を取り組むに当たり、労働者の エネルギーを結集するため、日本独占資本の国際的に見て異常な高蓄積・巨額の内部留保を各 社ごとに暴露して、労働者の大幅賃上げ要求の 正当性を明らかにする「ビクトリー・マップ」 (96年度版では、大企業439社の内部留保は94兆 円。平均して2.3%取り崩せば3万5000円の賃上 げが可能)を作成し、激励している。この「ビクトリー・マップ」は連合組合員の間でも大き な反響を呼んでおり、連合系労組も無視できな くなっている。

支配階級は、結成当初の全労連には猛烈な干 渉攻撃を加えてきた。しかし、全労連の運動・ 組織両面にわたる着実な前進を反映(地方労働 委員や地域最賃委員への選出など)して、最近 では、過小評価あるいは無視することができな くなってきている。95年メーデー参加者の警視 庁発表は全労連が連合を上回っていたし、労働

省が発表した「95年度労働組合基本調査」では 連合が組織を減少させ、全労連が組織を増大さ せたことを認めざるを得なかった。

(2)「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の 充実を」国民大運動

全労連が労働組織として労働者の切実な要求の実現に奮闘することは当然である。小稿の主題と関連して重要なことは、全労連は「行動綱領」で明らかにしている通り、「軍拡・臨調行革路線に反対し、社会保障制度の拡充、消費税廃止、コメ農畜産物の輸入自由化反対、農林漁業・石炭産業など第一次産業の再建、生活関連社会資本の拡充などを中心とした国民的諸要求の実現をめざす」としていることである。

この課題はただ単に名目的に掲げられているのではない。80年初頭から開始される軍拡・「臨調行革」路線に対して、全労連に参加した多くの労働組合が当時は統一労組懇に結集して、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」、「大企業のぼろ儲けを社会的に還元せよ」などを共通のスローガンに国民諸階層と取り組んできた「国民大運動」の10年間の実践と実績に裏付けられている。

全労連は、昨年9月21日、国民大運動実行委員会の中心的中央組織(全商連、農民連、新婦人)と共に、「力をあわせて、不況・円高を国民本位に打開し、くらしと雇用・営業・営農、地域を守り明日へ希望のもてる平和な日本を築こう」という共同アピールを発表した。この「4団体共同アピール」を受けて、2月16日から3月9日まで、北海道と福岡から東京に向けて、その要求実現めざして全国キャラバン行動を展開している。こうした運動と結合して、全労連は94年夏の定期大会で提起した「ナショナル・ミニマム」確立(憲法第25条にもとづいて、世

界第2位の経済規模を誇る日本の生産力水準に ふさわしい健康で文化的な国民生活の最低限、 憲法の英文は"the minimum standards of wholesome and cultured living"と表現され ている)のたたかいを、国民諸階層と共に実現 するため奮闘している。

現在、あらゆる階層の労働者と国民諸階層の 状態悪化は、独占資本の多国籍企業化を重要な 柱とする新しい高蓄積戦略のもとで深刻化して いる。それが新旧連合勢力の競い合って推進す る悪政によって促進されている。そして、住専 問題、沖縄・安保問題、リストラという名の大 量首切り、「超氷河期」といわれる深刻な就職 難、調査史上最悪の失業率、賃金切り下げ、消 費税税率再引き上げ策動など、独占資本の蓄積 戦略と新旧連合勢力が推進する悪政と労働者・ 国民諸階層との間の矛盾はかってなく鋭くなっている。

見てきた通り、軍拡・「臨調行革」路線のイデオロギー的根拠になってきた反動的政治経済政策の破綻は明瞭である。このような情勢の展望を切り開くのは、政治の革新的転換とそれを展望して活動する全労連の路線以外にはないことは歴史的経過に照らして明らかである。

(会員・全労連事務局員)



ベトナムの新しい労働法典

芹沢 寿良

ベトナム社会主義共和国は、1986年からこの 10年「ドイモイ」(刷新)という現行政治体制下 の市場経済化と憲法改正を中心とする政策を推 進して経済の再建と国民生活の向上に重要な成 果を収め、今日、東南アジア諸国の中でもさま ざまなその将来的可能性について世界の大きな 注目を集めていることは周知の通りである。

ベトナムは、その過程で顕在化した労働問題に対処するために、1994年6月に国会においてストライキ権の保障を含む画期的な新しい労働法典を制定し、1995年1月からベトナムで活動するすべての企業に適用施行している。法典に基づく政令、省令、施行規則などの細則も順次公布され、10月の国会では関係の深い民法典や労働裁判所法の改正が成立するなど労働法制確立への整備は進行中である。

以下、新しい労働法典(LABOUR CODE OF THE SOCIALIST REPUBULIC OF VIETNAM) の制定過程と若干の特徴的な内容を簡単に紹介しておきたい。

ドイモイ政策と労働問題の顕在化

1975年にベトナム戦争が終結し、1976年に南北の統一によるベトナム社会主義共和国が成立して、経済的には重工業の優先的発展を中心的課題とする社会主義的工業化をめざす中央集権的計画経済体制がとられたが、その後のカンボジヤや中国との戦争による軍事的負担が重くのし

かかるなかで超インフレ、消費物資・食料不足など大きな経済的危機に見舞われることとなった。

1979年以降、そこからの脱出を図る農業政策などが試みられていたが、政権党のベトナム共産党は、1986年の第6回大会において「ベトナムは社会主義への長い『過渡期』の入口に位置し、この段階では非社会主義セクター、個人企業や民間企業の活動や市場経済システムを含めた経済発展を志向するのが望ましい」としてドイモイを提唱、路線の大転換をおこなったのである。

具体的には、外国投資の奨励、非社会主義的 経営形態と営業の自由、生産・販売の自由裁量 の容認、農業分野の非集団化政策と国営企業の 改革の推進、市場メカニズムの導入、財政と貿 易収支の赤字削減などであったが、こうしたド イモイ政策によって停滞していた鉱工業生産や 農業総生産は増加し、超インフレーションは終

ベトナムに関する若干の統計数字 〈各種資料より〉

The state of the s				
人口 (1994年)	7,251万人		男性	3,539万人
/ (2001)			女性 3,712万人	
労働人口 (1994年)	3,367万人			
失業率 (1992年)	7.4%			
潜在失業·失業者 (1992年)	17.3%			
経営形態 (1994年)	農林水産	工業建設		サービス業
国営	2.9%	68.8%		45.9%
非国営	97.1%	31.2%		54.1%
国営企業の平均月給(1993年6月)				
工業	267 (千ドン)			
農業	144			
建設	217			
貿易	227			
為替レート:1米ドル=10,000ドン				

労働総研クォータリーNo22 (96年春季号)

息して国内経済は好調な発展を示し、また対外 経済も輸出、外国投資ともに順調に拡大していった。市場には消費財が豊富に出回るようになり、国民の生活様式にも変化、向上が見られるようになった。

しかし一方、市場経済政策は、多くの社会的諸問題とともに、必然的に新しい労資の利害対立と多様な労働問題を生み出し、とりわけ外国企業や合弁企業において労働契約違反、低賃金、賃金未払い、長時間労働、劣悪な労働環境、労働災害、人権侵害(殴打)、民族的な侮蔑、組合結成の妨害などをめぐって労働者の不満や要求が高まり、職場放棄、サボタージュ、ストライキといった労資紛争が多発するようになった。また、国営企業においては解体や非国営企業への所有形態の変更による大量の解雇、配転問題が発生し、それに東欧諸国や中東諸国からの「出稼ぎ労働者」の帰国が加わり失業問題は一層深刻化していったのである。

労働総同盟と法典成立経過

「法治国家の建設」もドイモイ政策の中心的任務であったが、1992年に憲法を大幅に改正し、「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための国家である」と規定するとともに、「市民の基本的な権利と義務」については「市民は、法律の定めるところにしたがい、言論の自由権、マス・メディアの自由権をもち、情報を受け取る権利、集会、結社、示威の権利をもつ」ことを保障した。ただ、ストライキ権は憲法では保障しなかったが、労働組合を他の基本的な大衆組織とともに「人民の権力の政治的基礎をなす」として高い政治的地位を保障した。全国的な労働組合組織であるベトナム労働総同盟は国会に対する法案提出権を有し、また政府の労働組合に関連する問題の討議に際して労働

総同盟議長の閣議への出席権を保障している。

総同盟は、とくに外資系企業における自然発 生的な仕事放棄、山猫スト、サボタージュなど 頻発する労資紛争の原因を検討するなかから、 外資系企業が増大すれば労資紛争は避けられな い、それに対処するためには新しい労働法典の 制定が必要であるという態度を打ち出し、1990 年7月から法案の起草作業を開始した。1993年 7月には国会常務委員会が労働法典の制定意思 を表明し、12月の国会に法案を提出した。しか し、議員からの意見聴取にとどまり、採択はさ れなかった。1994年4月に労働法典草案の全文 が公表され、全国的な公開討論に付されたが、 その後国民からの多数の修正、要望意見や労使 団体、各分野の専門家、ILOなどから寄せられた 意見などに配慮し、調整した最終の法律案がま とめられ、5月に国会に正式に上程された。直 ちに委員会における審議が開始されたが、スト ライキ権保障などをめぐって異論が続出したた め、慎重な審議が進められ、その後の本会議で は各章毎に賛否を問い、最後に全文一括の採択 を行なうという異例の措置がとられている。そ して、6月、議員総数394名、出席者総数332名、 賛成326票、反対 4 票、棄権 2 票、議員総数に対 する賛成率82.5%で成立したのである。

新労働法典の特徴—ストライキ権保障

労働法典は、17章194条から成る長文のものであるが、既定の個別的な労働関係諸法令等を集大成したものとなっており、国家の労働政策上の義務、労使の基本的な権利と義務、労働諸条件の最低基準、個別的労使関係と集団的労使関係の在り方、社会保険制度、団結権保障と労働争議解決手続きの枠組み等が詳細かつ具体的に既定されている。最大の特徴は、ストライキ権を明確に保障したことであろう。同じ時期に施

国際・国内動向

行された中国の新労働法にはこの保障はない。 その他幾つかの特徴的な点をあげてみると-(a) 労働者の団結権と「法律に定めるストライキを 行なう権利」を保障する。(b)使用者は「労働者 数を増減する権利を有する」とし、大量解雇の 場合は解雇者リストを公表し、地域労働組合の 同意を得て解雇する、最低2ヵ月分以上の勤続 年数に相当する月数分の失業手当を支払う。(c) 使用者が労働契約を一方的に解除する場合は、 予め基礎労働組合と話し合い、合意することが 必要。退職金は勤務1年につき半月の賃金相当 の退職金支給(重い制裁解雇の場合は例外)。(d) 労働協約は労働者の50%が交渉内容に同意した 時締結され、省級労働基準監督署に登録した日 から発効する。(e)「政府は、ベトナム労働総同 盟、使用者代表と協議した後、各期ごとの共通 最低賃金、部門最低賃金を決定し公布する」(現 在の共通最賃は月額12ドル、総同盟は14ドルへ の引き上げを要求中、外資系企業は35ドル~30 ドル)。時間外労働の割増率50%、休日労働100 %、深夜労働さらに30%増。(f)労働時間は1日 8時間、1週48時間、危険有害労働の場合は1 ~ 2 時間短縮。休憩は8時間労働の場合30分、 夜勤の場合45分。年間祝日は8日。年次有給休 暇12日~16日(勤続年数5年に1日増)、年休の 分割、2~3年分のまとめ取得可、未消化年休 に対する賃金支払い(買い上げ)。(g)労働者は、 労働災害が生命や健康にかかわるときは、作業 拒否ないし職場退避の権利を有する。(h)「使用 者は、事業体が必要とし、男女が同じようにな し得るすべての職の採用において基準を満たす 女子を優先しなければならない」。女子労働者 は、労働条件および業務が苛酷・有害・遠隔度 の程度により4ヵ月から6ヵ月の産前・産後休 暇を取ることができる。(i)社会保険基金は使用 者の場合、賃金総額の15%に相当する金額、労働 者は賃金の5%を納付する。(i)未組織の事業体と新設の事業体は労働法典施行後6ヵ月以内に暫定労働組合を結成しなければならない。その活動は政府がベトナム労働総同盟と協力して定める。(k)労働争議は、個人的争議と団体争議からなるが、それぞれ所定の手続きにより段階的に解決への努力を積み重ねていくシステムが規定され、「ストライキは、労働者の過半数が投票もしくは署名で賛成した後、単位労働組合委員会により決定される」。ストライキの実施までさらに一定の手続きが必要とされ、「ストライキ中の暴力行為は厳重に禁止」され、また「国民経済もしくは国家の安全保障および防衛に不可欠な若干の事業体でのストライキは禁止される」。以上の諸点からも、「社会主義国家」として市

以上の諸点からも、「社会主義国家」として市場経済体制下の解雇権など使用者の権利を認めつつ、可能な限り労働者保護を徹底させ、その上で男女の雇用平等の実現をめざそうとしていること、また労働者のストライキ権を保障しつ、労働争議の話し合い、調整による解決を中心に据えているという特徴は確認出来よう。ストライキ権の保障をめぐっては1992年憲法の制定をめぐる論議以来、多くの反対論が続出した大きな争点であっただけに、ドイモイ政策を支持、推進する立場のベトナム労働総同盟の姿勢も慎重である。

労働法典の施行1年が経過したが、労働法典はあまり浸透しておらず、そのため自然発生的な労働争議の発生が続いている。私が1995年9月、ホーチミン市で調査した民間の中小零細企業の状況を見ても全般的に労使双方の順法意識の低さが感じられたが、労働法典に基づく新しい労使関係を確立するためには、労働組合の活動力の強化、権利意識を高める学習活動、法律家集団の取り組み、労働法制の一層の整備が必要であろう。 (会員・高知短期大学教授)

男女雇用機会均等問題研究会報告に関連して一均等法・労基法改悪をめぐる動き一

坂本 福子

はじめに

昨年10月25日、労働省婦人局長より依頼された学識経験者よりなる「男女雇用機会均等問題研究会」から、均等法の改定に関する報告が発表された。

この「報告」は、「均等法の『女性のみ』又は 『女性優遇』の措置についての考え方について」 と題してまとめたものである。均等法では、「女 子のみ募集・採用」等は禁止していない。この 点について同報告は、「女性のみ」や「女性優遇 の措置」は女性を定型的・補助的業務に位置付 けるものとして、今後の対策としては男女双方 に対する差別的取扱いを禁止する法制度をつく ることがのぞましいとされ、さらに「併せて機 会均等を実効あるものにするため、過去の処遇 に起因する格差を是正する暫定的措置を例外的 に許容する法制度とすることが追求されるべ き」としている。そして、本研究会に与えられ たテーマが「『女性のみ』又は『女子のみ優遇』 の措置についての理論的検討」であり、「それを 男女均等に関する法体系の中でどのように位置 付け、どのように整合的な政策体系を展開して いくべきかを展開していくことであった。」と述 べた後、募集・採用や配置・昇進について努力 義務規定が適当なのか、紛争解決の為には労使 双方の同意を前提とする現在の調停制度が妥当 か、などの疑問を投げかけ、「報告書の中に触れ られていない事項についても各方面から多くの 指摘がなされている。」としている。

この報告書をうけ、同日、婦人少年問題審議 会の審議が再開された。審議会では本年中にで も答申をまとめ、来春国会には均等法の改正を 提案したいという意向を示している。

均等法改正の問題点

均等法は、当初より多くの不備をもつ法律と して、これまで各方面から指摘されてきた。報 告書も指摘するように、①募集・採用、配置・ 昇進が努力義務規定であること、②暫定的積極 的差別是正措置の規定がないこと、③間接差別 の禁止(転勤を伴うコース別雇用にみられるよ うな、表面上は男女平等にみえるが、結果にお いては女性に対する差別となる) 規定がないこ と、④違反した事業主に対して、罰則規定を含 む何らの制裁措置のないこと、⑤救済措置につ いては前記報告でも指摘されるように何ら強制 力ある救済機関のないこと (現行法上はA企業 内の苦情処理機関への申し立て、B婦人少年室 長による助言、指導、勧告、©労使双方の同意 を要し、婦人少年室が必要と認めた時に開始さ れる調停制度が存在するのみ)、これら不備な点 は早急に改正されねばならない。

同時に労基法改定について、見逃してはならない。即ち、労基法に規定されている「女性に対する時間外労働の制限、深夜業の禁止」の見

国際・国内動向

直しである。本「報告」は、「母性保護を除く女子保護規定については、男女労働者の機会及び待遇の確保という観点から将来的には撤廃されるべきもの…」として、これら規定の削除を示唆している。婦人少年室もこれを受けて、均等法見直しとともに女性に関する労基法上の規定の見直しの着手にかかっている。

もともと労基法上の女性に対する労働時間・ 深夜業の規制については、均等法成立時より経 営側から強い削除の意見が出されていた。これ をうけて均等法成立と同時に、女性に対する1 日2時間の残業規制が削除され、1日を生活の 基本リズムとする労働者の生活原則が崩されて きた。また深夜業についても、その職種が拡大 された。その後、男女平等の波が世界的に進展 する中で、経営側は「平等」を口実に、「女子保 護規定」は「産前・産後等の直接母体保護に限 る」との主張を全面的に押し出し、政府もまた これと同一の歩調を歩んでいる。

経営側の動き

日経連は、93年12月、「新日本的経営システム等研究プロジェクトチーム」を発足させ、95年5月、その報告を発表。経団連は、93年8月、「女性の社会進出に関する部会」を発足させ、そのまとめとして、95年12月、「社会が変わる、会社も変わろう、男女の働き方を変えていこう一働きたい人が力いっぱいはつらつと働ける社会をめざして」と題する報告を発表、この中では「男女がはつらつと働くための12の提案」を行ない、この「報告」とともに取りまとめの基礎資料としたアンケート調査(経団連会員企業を対象)として実施した「女性の働き方に関するアンケート調査」(回答数経営者173、人事部長365、社員1609)も発表した。日本経済調査協議会は、92年9月、「男女共同参画型社会と企業」をテー

マとする調査専門委員会を設置し、94年10月、「男女共同参画型社会と企業」と題する報告を発表している。いずれも共通するところは、「男女平等」「女性の能力を伸ばすため」として、労基法上の女性保護規定の労働時間の制限、深夜業の規制は取り払うべきとしている。そして「個」の尊重、男女の差別なく「能力主義」を基礎とする旨をうたっているが、要は企業にとって企業効率をあげるため、どう労働者を使っていくかということである。そして、企業にとって重要な人間は少数に限り、その他は低賃金、低い労働条件で雇用していくという、いわば周辺労働者とを増大していくことである。派遣法の業種の拡大や、年々増加するパートの実態等は、まさにこれを裏付けるものに他ならない。

政府の動き

- (1) 政府もまた、こうした動きに呼応して、 急速な動きをみせている。先述のように本専門 委員会報告のみならず、本報告が発表された同 日、労働省より委嘱された「労働条件調査研究 会」から「労働契約内容の明確化や個別的な苦 情・紛争の適切な処理の必要性」と題する「報 告」が発表されている。この労働契約報告では、 「①個別的かつ能力・業績主義的な人事労務管 理に伴う課題、②多様な働き方を希望する労働 者の増加に伴う課題、③労働移動に伴う課題、 ④より快適な労働環境に対するニーズの増大に 伴う課題、をそのポイントとしている。そして、 「柔軟、多様な働き方に対応した法制度のあり 方」として、「・労働契約期間に係る1年の上限 規制について一定の範囲内でこれを見直すこ と。・裁量労働制について、その適用対象を拡大 すべき。・女子保護規定の今後のあり方につい て」検討すべきとされている。
- (2) 同年12月7日、行政改革委員会規制緩

労働総研クオータリーNo22 (96年春季号)

和小委員会の「光り輝く国をめざして一平成7年度規制緩和推進計画の見直しについて一」の中でも、多くの規制緩和を掲げる中で、裁量労働制の拡大などと共に、「(労基法の)女性保護の時間外労働についての上限規制や深夜労働の原則禁止の規制は、意欲ある女性の社会進出を阻んでいる。」とされている。

(3) また95年12月21日には、労働省より、 「男女雇用機会均等にかかわる女子労働者の調 査結果概要」((財) 21世紀職業財団が労働省の 委託調査をうけ、95年10月現在の状況を調査し たもの。調査対象は東証一部上場企業等200社の 女性社員各5名、計1000名。回答数は554名)を 発表した。この調査によれば、女性に対する時 間外・休日労働の制限について「不要とする者」 67.0%、「必要だと思う」31.8%、「深夜労働の 制限について」不要とする者53.2%、必要とす る者45.8%と、規制の必要なしの方が必要とす る者の数を上回っている。「不要」とする理由の トップは、いずれも「仕事や家庭の両立のため には男女が同じ保護が必要である」との理由で あり、「必要とする」のトップは「帰宅時の安全 等防犯上の配慮が必要である」との理由である。 労働省はおそらく、これらのアンケート結果を、 労働者の声として、規制緩和の方向付けの有利 な材料として使用するであろう。

以上のような政府・資本の一貫した働く女性 からの強い収奪の狙いは、男女平等-均等法改 正の名の下に、労基法の改悪が目前にせまって いるといえる。

労働法制の全般的改悪

このような人間らしい生活を打ち壊す策動は、 女性に対する労基法上の労働時間の制限や深夜 労働禁止の削除に止まらない。労働契約法制部 会や行政改革委員会規制緩和小委員会の報告に もみられるように、裁量労働制の拡大や有期1年契約の延長、派遣事業の拡大等が掲げられている。さらには95年9月21日に発表された労働省の私的諮問機関である労働基準法研究会の労働時間部会の報告からも同様のことが打ち出されている。

女性が人間として生きるために

人間が働くことは基本的人権である。これは 憲法27条でも明記されている。男性並の長時間 深夜労働が認められたならば、家庭責任を負わ されている女性は、働き続けることは困難とな ろう。不本意ながらも、家庭を省みながら仕事 が果たせるパート、派遣等の不安定雇用労働者 とならざるをえない。要は、女も男も人間とし て生きる観点から労働条件を確立していくこと が大切である。

現在の労基法にみられるような、協定を結べば男性に対しては何時間でも残業させることができ、深夜労働もいとわない等というのは、人間の健康、人間らしい家庭生活を考えた時、受け入れられるものではない。必要なのは、男性に対する労働時間の制限、深夜労働の規制である。また裁量労働の拡大は、労働時間の制限があってなきものとなり、有期雇用契約の1年を5年に延長する等ということは、女性若年定年制の蒸し返しを招来するものに他ならない。本年から来年にかけて、均等法、労基法をはじめ、労働法制の大きな「改定」がおしよせている。私たちが人間として働き続けるための労働条件を確立するための法制度の改正に向けて、今、全力をあげてたたかうべき時ではないだろうか。

(弁護士)

ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク(大阪) の発足

越堂 静子

オープニング・ワインパーティーの日

昨年10月21日の午後、大阪府立女性センター (通称ドーンセンター) は熱気でいっぱいだっ た。「働く女性は手をつなごう」と呼びかけたワ ーキング・ウィメンズ・ネットワーク (略称 WWN) が発足、ワインパーティーの当日であ る。会場正面の大型テレビには、北京女性NGO フォーラム'95に参加したメンバーたちのワー クショップの模様が写しだされている。民族衣 装華やかな同会議のスナップ写真や、3年前に 亡くなられた松尾道子弁護士の在りし日の姿、 そして、WWNの協力者が運営するナイロビの 孤児院の写真などが回りのパネルに展示されて いる。

当日の参加人数は、主催者の予想をこえて、約200名であった。関西のみならず、松山、新居浜、名古屋、東京など各地から、男女差別賃金に関心がある人々や原告がかけつけた。ニュースステーション、関西テレビなどの取材陣の姿が会場の雰囲気をいっそうもりあげる。WWNの会長である本多淳亮先生の挨拶のあと、会場内が一瞬どよめいた。故松尾道子弁護士の夫君、松尾直嗣弁護士が、彼女の遺志をついで、WWNへ百万円寄付してくださったのである。もし、彼女が元気でいてこの場に参加していたら、「深刻な運動せんとこな。楽しんでやってこな」とスピーチしてくれたにちがいない。

第1部は、お二人の弁護士によるミニ講演、「今、何故WWNか」と宮地光子弁護士の話。「女性の権利は人権であるということを社会に認めさせる組織がWWNである。一昨年、賃金調査でいってきたアメリカとカナダでは、女性運動と労働運動が結合されていてとても印象的であった。さらに日経連が雇用の流動化で、男性の賃金をも低くおさえる政策をだしていることにふれ、「女性に一人前の賃金を保証することが、男性も解放される道である」とWWNの多数の男性の参加をよびかけた。

もう一人の講演者である池田直樹弁護士のテーマは「アメリカの女性事情」。夫婦で子連れ留学した今回の経験をまじえて、夫の目、妻の目からみたアメリカ女性の社会進出の様子、そして、差別禁止法などの法整備のもとで、人事査定など本人の知る権利が確立されていることが報告された。国際化の中で日本社会にも「女性差別は許されないこと」というルールをしっかりうちたてること。そして女性自身が、差別に黙っていないでたちあがり、国際的に情報網を広げるというメッセージが送られた。

第2部は住友四社(住友金属、住友化学、住 友電工、住友生命)をはじめ、野村証券、商工 中金、昭和シェル石油、兼松など、原告や、支 援する人達が、舞台にあがり、熱い思いを訴え た。新居浜にある住友化学の原告の有森さんは 「大阪の人達の行動力と明るさを地元の守る会

労働総研クオータリーNo22 (96年春季号)

の人にみてもらうためにやってきました。 WWNの支部を新居浜にもつくります」と元気 な発言があった。

ワインでくつろいだあとは、第3部、野田淳子さんによる"ワーキングウィメン'95"の新曲披露、北京女性NGOフォーラムの感動のワークショップを再現しようと、全員で"ウィシャルオーバーカム"を合唱した。「それぞれ流れていた小さな川が今、一つにまとまって大きな流れとなりました」、石田法子弁護士のまとめの言葉は皆の気持を言いあてていた。

WWN発足のきっかけ

直接のきっかけは、なんといっても、住友の 女性たちの提訴であった。一昨年の秋、数々の 美しい滝で有名な、三重県の赤目の森で一泊合 宿がおこなわれた。「男女差別賃金をなくす大阪 連絡会」の年1回の恒例の合宿である。宮地光 子弁護士を講師とする学習会のあと、大阪の女 性運動の今後のあり方について、話がはずんだ。

当時すでに、住友4社の女性たちの提訴への 決心はかたまりつつあった。労働組合が第二人 事部の役目を果たしていて、まったくバックア ップがえられない彼女たちである。……どうし ても裁判斗争をサポートするセンターが必要で ある。大阪の女性たちは、話を話のままに終わ らせないで、すぐに足をだし実現めざして動き だすことに特徴がある。サポートセンターの構 想はその後、何回かもたれた実行委員会の中で さらにねりあげられた。「男女差別賃金をなくす こと」、この目的一本にしぼった日本で始めての ネットワークが誕生した。

この会の準備の最中、私達は北京女性NGOフォーラム'95に参加した。私達がもったワークショップ(ワーキングウィメン・イン・ジャパン)は大成功であった。当初賃金差別の訴えが発展

途上国の人からみて、贅沢と思われないかと不安であった。しかし、住友4社の訴えを聞いた世界の女性たちは深い共感と共に"女性達が遭遇する困難の根源は同じところにある"と質の高い連帯を示した。

大阪の草の根運動の結実

WWNの誕生は、大阪の女性たちの20年におよぶ草の根の歴史が実を結んだものである。「国際婦人年北区の会」、「男女差別賃金をなくす大阪連絡会」、「均等法実践ネットワーク講座」、「商社に働く女性の会」など、大阪の4つの女性団体がWWNを生みだすための力となった。

それぞれのグループの特徴は次のようなものである。一番歴史が古いのは「国際婦人年北区の会」である。1975年の国際婦人年を契機に生まれ、その後の「国連婦人の10年」をとおして、1985年までの11年間、毎月講座を開催、その内容をミニパンフにまとめ発行した。大阪の女性たちを啓蒙しつづけた一番の先輩グループである。1985年のナイロビ国際婦人年世界大会のNGOフォーラムに約20名が参加。ワークショップをもった。その時の貴重な経験は、今回の北京女性NGOフォーラム'95のワークショップであますところなくいかされた。

1980年代の初め、故松尾道子弁護士らが中心となって、「働く女性の悩みの110番」が実施された。この時の電話相談の内容が問題提起となって、「男女差別賃金をなくす大阪連絡会」ができた。

この「会」の結成を機にして、「商社に働く女性の会」は、本格的に男女差別賃金にとりくむことになった。1982年のことである。"商社の女性は今""CEDAW(国連女子差別撤廃委員会)への手紙"などのパンフレットを発行し、マスコミを通じて世論に職場の実情を知らせた。1991年

国際・国内動向

には、ニューヨークにある国連の女子差別撤廃 委員会へ直訴し、世界へむけて草の根発信の素 地をつくった。また、婦人少年室や労働省にた いし、均等法改正の要請行動を独目に持続的に おこなってきた。

「均等法実践ネットワーク講座」は、1990年から1994年の5年間にわたり、年に3~4回の連続講座を開催した。宮地光子弁護士を中心として、各産業のメンバーによる実行委員会によって継続された。一人ぽっちの女性や、女子学生にも輪が広がり、参加登録者数は約600名にものぼった。住友メーカーや、住友生命など、今日提訴にいたった彼女たちは、この「講座」によって育ち、確信を自分達のものにした。この「講座」は、今後、WWNの企画部にひきつがれて、発展的に解消する。

WWNの現在のとりくみ

WWN発足後の最初の催しは「男女差別賃金 110番」(11/4)。2回目は、女子学生たちとのシンポジウム、"くたばれ女子就職難と寝たきり賃金"(11/23)。そして、住友金属(11/6)、住友化学、住友電工(11/24)、の初公判の取組みであった。傍聴席40~45席を満席にしたいと奮斗した。大学の教授がゼミの学生にすすめてくださって女子学生が約20名参加、新日本婦人の会が「裁判ウォッチング小組」をつくって支援、原告の娘や息子、友人知人の参加、新聞記事をみて参加した人などで両日とも満員御礼の大盛況であった。

次の文章は、西村かつみさん(住友電工)の 初公判の冒頭陳述の一部である。「仕事をする中 で能力は開発されます。自分の子供のような新 入社員の男性がどんどん仕事をして鍛えられて いく姿を横でみながら、私は入社の時とほとん ど同じような仕事をしています。それはどんな に人間の尊厳を傷つけられる事でしょうか。」当 日傍聴に参加した女子学生が「西村さんが若い 世代のために、といわれたことに感動した」と WWNへ入会した。

こうして輪が広がり、発足後3ヶ月で会員は340名をこえ、あっという間の全国ネットになった。今年の前半は均等法改正にむけての学習と行動、外国人むけのリーフレットの制作、インターネットを使ってのホームページを準備中である。素敵な男性たちがこの分野をサポート、男性たちとの共同ワークがすすんでいる。

(商社に働く女性の会)



労働総研クォータリーM22(96年春季号) 飯盛信男著

『平成不況とサービス産業』

中原 弘二

日本経済における第三次産業とくにサービス 産業の比重が長期的に高まっていることはいま や常識となっている。しかし、このことをただ 漠然とではなく、この産業のマクロ的な動向を 正確に把握することは、この産業が多岐の分野 にわたっており、多様な業種や企業を含んでい るだけに重要なことである。本書は、日本経済 のなかでのサービス産業の動向と推移を長年に わたって追跡し続けている著者による、この課 題に関する近著である。

1

まず、本書の全体の構成と概要を紹介すると 以下のとおりである。

第1章(「平成不況の推移と安定的成長への展望」)では、1991年に始まって現在に至っている「平成不況」の様相が、さまざまの側面から要領よく叙述されている。ここでは、今回の不況は、「循環性過剰生産恐慌にバブル崩壊(資産デフレ)が重なり増幅されたもの」(25頁)であり、基本的には「生産と消費の矛盾」に基づくものであるとしているが、とくに著者が強調しているのは、93年以後の円高による生産の海外移転=「空洞化」による国内経済への影響である。すなわち、「国際独占資本段階」に至った独占資本の多国籍企業化が、国家主権・国民経済との矛盾を激化させざるをえない、という。このような国際独占体に対する規制を強め、国民生活向上に寄与する「内需中心の安定的成長」

への転換こそが追求されるべきである、と主張 している。

第2章(「不況下のサービス産業」)では、これまで順調な拡大を続けてきたわが国のサービス産業が、今回の不況では初めて停滞局面に陥っていること、それはとくにバブル経済期に急成長をとげた対事業所サービス業ーとりわけソフトウェア、リース、広告業の三業種の落ち込みが顕著であることが明らかにされている。しかしながら、企業によるサービス業務の外注化の拡大というトレンドがある以上、このような「対事業所サービスのおちこみはバブル崩壊に伴う一時的なものであり、わが国の対事業所サービス業の成長は今後も続く」(46頁)という見込みが述べられている。

さらに、雇用面からみたサービス産業については、これまで、および今後も雇用の受け皿としての役割が大きい反面、そこでの雇用が一般に、低賃金・長時間労働・不安定就業として特徴づけられることから、経済のサービス化のもつ二面性を指摘し、サービス経済化に対する楽観論を戒めている。

第3章(「サービス産業成長の実態とその要因」)では、「事業所統計調査」によりながら、1980年代におけるわが国のサービス産業の動向が分析されている。ここでは、「産業活動におけるサービス業務の外注化の進展[対事業所サービスの拡大]と家計消費におけるサービス需要の増加[余暇関連サービス業の拡大]」とがサー

書 評-

ビス産業の成長を支えた(91~2頁)、としている。さらに、サービス産業での就業者の大幅な増加の一因は、低生産性と非正規雇用・パート雇用の比率が高いという、この産業の特徴にあることをも指摘している。

第4章(「サービス産業への異業種参入の実態」)および第5章(「サービス産業における自営業の実態」)では、それぞれ、サービス産業における異業種大企業からの参入および自営業従業者の実態を業種別に明らかにしている。

最後に、第6章(「高度情報化経済の実態とその幻想」)では、1980年代以後の情報化の進展が経済社会の構造変化(例えば、景気循環の止揚、寡占体制の後退、など)を引き起こすとみる今井賢一氏ら様々の論者の学説を紹介しながら、結論的には、これらの展望のいずれもが、90年代の不況という事実によって否定されている、と説いている。

2

さて、以上のように本書は、わが国のサービス産業の動向を、とくに1980年代以後に重点を置きながら詳細に分析していることに特徴がある。これにより、われわれは、「サービス経済化」という普遍的な趨勢の、最近のわが国における具体的な実態を知ることができる。それゆえ本書はまた、サービス産業から見た今日の日本経済論でもある。

ところで本書は、全体で150頁あまりの比較的小さな本であり、様々のデータを駆使してのサービス産業の現状を明らかにすることに目的が置かれていることからやむをえないかもしれないが、もっと掘り下げた問題提起が欲しいと思われる点もある。例えば、第1章では、前述のように、今日の不況からの克服の道を、国民生活の向上と福祉政策の充実による内需中心の安

定的成長に求めているが、それ自体はとくに目 新しい主張ではない。今日の日本経済改革論の 主流をなしている「規制緩和=競争政策による 市場と雇用の拡大」というシナリオでも、成長 部門として、情報・通信産業と並んで医療・福 祉・環境などが期待されている。問題は、では なぜこれらの部門の主導による成長がこれまで 実現しなかったのか、今後そのような方向での 安定成長が可能となるための条件は何か、とい う問いであろう。また、1980年代半ば以後にお ける政府の「高齢社会対策」に関連した「福祉 改革」政策においても、「福祉サービス供給の多 様化」として民間福祉産業の「健全育成」が重 点施策とされている。著者の主張するような「福 祉の拡大による安定的成長」の方向とこのよう な政策との関連などについても本書で触れてほ しかったと思う。(なお、細かなことで恐縮だ が、全国社会福祉協議会の資料を引用しながら、 「わが国の老人福祉施設の収容定員は65歳以上 人口の2%未満であり、独の6%、オランダの 10%と比して著しく少ない」(36頁)と書いてい るが、わが国の場合、病院が老人福祉施設の肩 代わりをしている (いわゆる「社会的入院」) 実 態があるので、このような老人の長期入院をも 含めると、施設在所者は65歳以上人口の4%弱 となり、やや違ったものとなることも指摘して おきたい。)

あるいはまた、「安定的成長」への展望として、国際独占資本化に基づく産業の空洞化を抑制する必要を指摘するだけではもはや不十分ではないか。「国民経済の黄昏」(宮崎義一氏)や「国境無き経済」という趨勢に対して「国家主権」や「経済ナショナリズム」を対置するだけで説得力をもちうるかという疑問を感じるのである。

「高度情報化経済」の問題についても、それが

労働総研クオータリーMo22 (96年春季号)

資本主義の本質的な矛盾を解決するものでないことは事実としても、実際に企業活動のありかたや企業形態、産業組織、あるいは労働組織などになにも影響しないとは考えにくい。何が変化し何が変わらないかをさらに検討する必要があるように思われる。

こうした点での不十分さはあるものの、最初

に指摘したように、何よりも本書は、最近のわが国のサービス産業の動向について、その経済 的側面から的確に把握するのに極めて有用であることはまちがいない。

> (青木書店刊・1995年10月・2266円) (会員・九州国際大学教授)

井上英夫・上村政彦・脇田滋編著 『**高齢者医療保障** ―日本と先進諸国』

野村 拓

公的保障から相互扶助、患者負担へ、という 社会保障の全面的改悪の流れを、どこで、何を 手がかりにして食いとめ、21世紀の医療保障、 健康保障をいかにして確立していくかを、高齢 者問題を中心に据えてまとめた労作。

第1部 健康権と老人保健法

第2部 高齢者の保健・医療・福祉

第3部 先進諸国における高齢者医療の現状 と課題

の3部構成となっており、第1部では社会保障法の専門家の立場で老人保健法(1982年)が果たしつつある重大な(社会保障に対する否定的な)役割が解明されている。ともすれば老人保健法に対する認識は、老人医療の有料化と、その埋め合わせに成人病健診が盛り込まれた、という程度の理解に流れがちだが、この本では「一般医療」とはちがう「老人医療」という差別が持ち込まれた点を重視している。そして「老人保健法は、年齢と医療提供施設による『差別医療』の体系をつくりあげ、老人保健施設にお

ける施設と入所者の自由契約を基礎とした料金体系は、公的医療の有料化から医療の市場化に道をひらくものであり、まさに医療、社会保障『再編』・『再構築の第一歩』として、先導役の役割をはたしているといわざるをえない。」(36頁)という視点から老人保健法12年間の総括と、その違憲性が明確に指摘されている。

第2部は、「差別医療」が生む差別的診療報酬体系の下で老人相手に診療を行なう医師の苦衷、財政力の弱い市町村に押しつけられた老人保健事業、医療でも福祉でもないヌエ的存在としての老人保健施設の抱える問題、在宅福祉を支える条件の未整備ぶりなどについての現場の声が取り上げられ、さらに日本の住環境の悪さ、住宅政策の貧困が、いかに高齢者の健康と福祉を阻害しつつあるかという視点で阪神大震災が論じられ、高齢者の居住保障が提言されている。

入院が長期化すると診療報酬が下がる日数逓減制が導入されたり、老人入院患者のウェートが高くなると、一般病院と別建ての診療報酬体系が適用されたりで、医療機関は老人患者を早期に退院させざるをえない立場に追いこまれているが、その場合の主な選択肢は特別養護老人ホームと老人保健施設ということになる。しかし特別養護老人ホームは待機者多数、老人保健施設の方は「通過施設だから、いつまでもいてくれては……やはり最後は在宅で」という落ち着かない施設である。また、「なるべく在宅で」

書評・新刊紹介・

といわれても、在宅ケアのできるような家に住んでいる老人が何%いるのか、また介護ニーズに対応しうるマンパワーはどうなっているのか、という問題があり、全体として「棄老システム」に向かいつつあることが、第2部の叙述から見えてくる。

それでは、老人だけを別建ての制度の対象とした棄老システムは日本の特産品なのかどうか、もしそうであれば、打開の展望やヒントは……というのが第3部のねらいであり、ここでは、イギリス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランス、オランダ、アメリカの7ヵ国の高齢者医療・福祉制度が取り上げられている。

医療制度上の類縁関係からいえば、一番近いのがドイツだが、語学教育の関係で若い世代にとってドイツは縁遠くなっている。しかし、公的介護保険のモデルとして再浮上しつつあるドイツについての紹介は大きな今日的意義を持つものといえよう。

また、NHSを通じてかなり研究されているイギリスについても、NHSコミュニティアクト (1990)以後の展開については教示されるところが多いだろう。

スウェーデン、デンマークについては、近年、 視察調査団の報告が次々に出されているが、そ れらをグローバルな視点で位置づける上で有益 な論稿が本書に収められている。

その他、情報量が多い割に全体像がつかみにくいアメリカの医療制度をコンパクトにまとめたもの、逆に比較的情報量の少ないフランス、オランダについてのものなど、それぞれ有意義であり、21世紀の高齢者医療を展望しながらアクションを起こしていく上で、有力な指針となりうる。

最後に、本書が比較的若手の執筆になる気宇 壮大なチャレンジの産物であるだけに、今後の ために、2、3苦言を呈しておきたい。

・原稿の推敲や挿入句などの関係だろうが文意の通らない個所が少なからずある。例えば「厚生年金の受給権者は560万人、平均額15万6041円であり、公務員を加えても792万に過ぎない。」(29頁)(「過ぎない」は人数なのか、金額なのか)。

「低医療費政策=医療費抑制策は日本医療政策の基調をなす。他方、不十分とはいいながら医療については公共性の強いサービスとして非営利性をまがりなりにも貫いてきた。それを医療内容、医療供給体制、医療保障制度全般にわたって総合的に、かつ高齢者について先導的に展開したのが老人保健法である。」(35頁)(日本語の常識からいえば、「それ」は「公共性」、「非営利性」になってしまうが)・現行法規にないものを法律名で示すことは読者の理解に混乱をもたらすのではないか。例えば「医療保険法」(36頁)。

・各国の制度をグローバルにとりあげる場合には、もっと世界史的視点を強化するべきではないか。例えば「フランスの『出生率』は1930年代に入って急激に低下し始め、41年まで低下しつづける。とくに35年以降は『出生率』が『死亡率』を下廻り始め…」(256頁)とあるが、フランスで出生率が死亡率を極端に下廻ったのは第1次大戦期の1914年から1918年(出生は死亡の半分程度)であり、1930~40年代の人口現象は戦争の傷跡の世代的波及としてとらえるべきではないか。

いささか苦言を呈しすぎたかも知れないがそれぞれに個性を持った研究者の共同作業をこれまでにまとめた労をまず賞讃しなければならない。

また、「こだわりすぎ」と思われるほど厳密に

労働総研クオータリーNo22 (96年春季号)

出典を掲げたことは、今後、この分野での研究 を志す人たちに有力な手掛かりを提供し、国民 的負託に応えうる研究者の養成に大いに貢献す るものと思われる。

もちろん、研究者養成だけの問題ではなく、 医療団体、福祉団体のリーダーたちにとって恰 好のテキストであることはいうまでもない。そして、この本がひろく運動団体の人たちに読まれることが「運動の手ごたえのわかる研究者」の養成につながるのではなかろうか。

(労働旬報社・1995年7月刊・5000円) (会員・国民医療研究所所長)



片岡曻・萬井隆令・西谷敏編

『労使紛争と法一解決への道』

労働者の権利が法律で保障されているとしても、その権利が侵害されたときに適切な救済が受けられないとすれば、法律による権利保障は実質的には意味をなさない。その意味をなさない状況が日本の労働法に存在する、と言ったら言い過ぎだろうか。

本書は、労働者への権利保障を実質化すべき 労使紛争解決制度について、総合的に論じたも のである。本書は17人の執筆者が多方面からひ とつの課題に取り組んだもので、まさに共同研 究の名にふさわしいものとなっている。本書の 特色は、実際の労使紛争から出発して現状の問 題点を明らかにし、解決の方策を探求している 点にある。

まず、第1部の第1章で、日本における労使 紛争の現状について、その背景をも含めて概観 する。次いで第2章では、東亜ペイント事件、 三洋パート事件、JR採用拒否事件、大日本印刷 過労死事件、男女雇用機会均等法に関わる東海 ラジオ・日本生命・住友生命の3事件を取り上 げて、紛争解決の観点から事案ごとの問題点が 洗い出される。具体的には、労働運動、裁判所、 労働委員会、婦人少年室がそれぞれの紛争にお いてどのような役割を果たしたのか果たさなか ったのかが解明されている。

第2部の各章は、各種の紛争解決手段の現状を多面的に検討し、改善すべき点を指摘する。 第3章では、団体交渉・苦情処理と言った場面 で企業内組合が十分に機能していないことが指 摘される。第4章では、労働紛争処理手段とし ての裁判の役割が低下していることが、その原 因(裁判官、司法行政、訴訟手続)とともに示 される。そして、仮処分と和解についての意義 と限界が論じられ、さらに、解雇事件で勝訴し た労働者も組合等の支援なしには職場復帰を実 現しにくいことが明らかにされる。このほか、 第5章では労働委員会が、第6章では労働行政 機関が取り上げられる。

第3部の第7章では、権利保障システムを確立することが非法的な日本的労使関係を改革する意義をもつことが論じられる。第8章では、どのような改革がなされるべきかが検討される。そこでは、抜本的改革としては労働裁判所制度の創設が最も適切だとされながらも、政治的な力関係に照らして実現が困難であることから、そこまで至らない改革案が提示されている。いくつか例を挙げると、裁判については、迅速化のための裁判官の増員や手続面の整備、訴訟費用援助、労働事件独自の訴訟手続の導入、労働

新刊紹介-

委員会については、事務局体制の強化、委員選任の適正化、命令に関する取消訴訟制度の改革、新たなシステムとしては個別的紛争の行政救済制度などが、示されている。これらの改革案は、いずれも本書で分析された現状の問題点を踏まえたものであるだけに、強い説得力をもっている。これらの改革案を検討することは、労働裁判所構想を先送りにすることではなく、むしろその実現に近づくことと言えるだろう。

(有斐閣、1995年3月刊・5850円) (斎藤 周・会員・群馬大学助教授)

鈴木勉·佐藤卓利·松田泰編著

『高齢時代の地域福祉プラン 一わたしたちがつくる老人保健福祉計画』

各地で民主的自治的な地域福祉計画づくりの 取り組みがなされつつあるが、本書は広島での こうした取組の貴重な成果である。19名の広島 市を中心とする多彩な執筆者による共同作業の いわば中間報告であるが、執筆陣は領域的には 保健・医療・福祉・リハビリを含み、所属も共 同作業所・生協・障害者運動団体・社協・施設・ 行政・研究者等幅広く組織されており、これが 本書の内容に「総合性」と「実践性」をもたら している。

執筆者達はいずれも1987年に広島で結成された「福祉を守る市民会議」のメンバーであり、同会議の月1回の学習交流会、年1回の夏合宿・市民の集いの積み重ねのなかから本書が生みだされている。ゆるやかな市民ネットワークが普通の市民がいかにして人間らしく生涯を全うするかを真剣に追求する過程で、単に行政計画批判におわらせずに市民サイドからの対案の提示を試みたものである。その基本的視点は人

権、発達、共同・連帯であり民主的自治である。

国民に真に有用な計画とは単なる資源の調達配分ではなく民主的合意形成の過程でなければならないのだが、その点で本書から学ぶことは多い。確かな視点・理念と民主主義の過程重視の作業から、本書はまた地域福祉計画"書"に市民の権利行使ないし権利保障のための手引き書としての性格を付与するという新たな課題を示唆したことも重要な貢献といえよう。

A5版191頁とコンパクトであり具体的な事例 も多く読みやすく、市民、実践家、研究者等に 幅広く勧められる。

[目次]

◎高齢者期保障と老人保健福祉計画/◎第一部豊かな高齢者期を迎えるための老人保健福祉計画/1章豊かな高齢期を迎えるための老人保健福祉計画」の見直しにあたっての視点-/2章豊かな高齢期に向けてのひろしま点検-豊かで安心できる高齢期を実現するための問題点と課題-/◎第二部わたしたちがつくる老人保健計画/3章福祉のことがだれにでもわかるような工夫-福祉広報の現状/4章在宅福祉を相利に/5章生活支援センターの展望/6章へルパーを在宅福祉の中心に/7章移・食を支える在宅福祉サービスの実現を/8章サービス利用料の公費補助を/9章在宅生活を支える住宅改造/10章これからの施設のあり方/11章福祉事務所・保健所の充実を/12章医療と地域福祉・在宅福祉/◎第三部住民自治による地域福祉づくり/13章市民がつくる福祉活動・福祉事業-基本的考え方と展望-/14章老人保健福祉計画と住民自治ー全国と広島での経験から-

(北大路書房、1995年9月刊・2250円) (村田 隆一・会員・長野大学助教授)

日野秀逸著

『保健活動の歩み―人間・社会・健康』

保健という用語には、予防と治療とリハビリテーションの意味が含まれる。その総合的な営みを人類史的にたどるのが、本書の目的である。力点は、社会制度としての保健活動に置かれ、「はじめに」と20の章と補論、索引によって構成されている。

労働総研クオータリーNo.22 (96年春季号)

500万年の人類史のうちの499万年は、階級のない原始共産会社であった。この時代の医療は平等を基本とし、部族の社会的な絆を強める役割をもち、病人や老人を置き去りにすることはなかった。

借財奴隷と戦争奴隷の発生にともない、①東 洋的専制的奴隷制と②古典古代奴隷制のもとで、 階級と国家が形成される。古代ギリシャでヒポ クラテス医学が生まれ、①科学性、②実践重視、 ③患者第一のすぐれた特徴をもつ。著者は、ヒ ポクラテス派を科学的医学の創始者とする。

プラトンの差別的医療観とエピクロスの理性 的健康観の紹介なども、現在の医学・医療の原 型探究のさいの示唆に富む。古代ローマの公衆 衛生の性格は、差別と治安対策であった。ロー マの給水・水道、公衆浴場、開業医と公医、病 院制度(公的病院と軍陣病院)が重視されてい る。

中世の保健活動は、①西欧、②東欧、③イスラム圏の3つとその相互交流について、古典古代の遺産、ゲルマン的要素、キリスト教的要素の3つを焦点に詳述される。

ルネサンス期の最大の医学的業績は解剖学であり、ダ・ヴィンチの業績や医学史上で中世と近世を分かつ労作とされるヴェサリウスの『ファブリカ』(1543年)が、適切に詳論される。ペストの大流行を契機とするイタリア都市国家の街生局設立とその問題点も、指摘されている。

初期資本主義の保健活動の中で、医師フランソワ・ケネー(仏)、医師ウィリアム・ペティ(英)などが、医療を含む社会政策に関わったことも注目される。ペティ説は労働価値説を内包し、F・エンゲルスによって高く評価されている。

市民革命のなかでのジョン・ロック流の「健康の自己主権論」の「生活の自己責任論」への変質過程の分析も見事である。協同組合運動の

源流ジョン・ベラーズも紹介されている。

以上の11章までの内容を前提として、②医学の展開-啓蒙主義のパラダイム、③産業革命後のイギリス社会、④公衆衛生法成立の要因、⑤人間的諸活動を中心に据えた健康観、⑥近代的保健・医療の確立、⑦看護改革とナイチンゲール、⑧近代の保健・医療の限界-動機の狭隘性、⑨保健国策-戦争政策として登場した日本の厚生省と保健所、⑩現在の保健・医療-平和と人権と参加、の各章が続く。長与専斉と後藤新平の比較からはじまる⑩と用語についての「補論」から読みはじめるのもよいであろう。

本書の特徴を列挙しよう。第1は、読みやすさである。人類史の「ツボ」を押さえて論断する著者の分析力・綜合力・説得力は抜群である。第2に、登場人物が生きている。ヒポクラテスも、ビスマルクも、ナイチンゲールも、生き生きと語りかけてくる。第3に、本書は、日本医療の患部を治療する力をもつ。21世紀を展望するための必読の力作である。本書の主要な対象は西欧の保健・医療活動であるから、著者に西欧以外の歩みの解明をも期待してやまない。

(A5版、236ページ)

(医学書院、1995年10月刊・3296円) (儀我壮一郎・理事・大阪市立大学名誉教授) *編集後記 憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」さえ営みえない、生活諸条件の"底抜け"状況が国民各層のあいだに広がっている。それが、バブル崩壊・長期不況のもとでさらに加速しつつある。財界・政府は、この長期不況から脱出するには規制緩和しかないと「規制緩和万能」論の大合唱を組織し、規制緩和をベースにした大合理化政策を強行しつつある。しかし、それは「悪魔のサイクル」の悪循環でしかないものである。

No.22・96年春季号では、このような状況を国民本位に打開するためにすすみはじめているナショナル・ミニマム確立、解雇規制法制定の運動等を視野に入れた巻頭論文「ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動」や特集「『新保守主義経済学』と日本の労働者」を中心に企画した。執筆者はそれぞれ豊富な研究蓄積をふまえて論旨を展開している。 (T.U.)

季刊 労働総研クォータリー No.22 (96年春季号) 1996年4月1日発行

〒114 東京都北区滝野川 3 - 3 - 1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1 部 1,250円(郵送料240円)

年 間 購 読 料 5,000円 (郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

人類を追い込んだ核戦争勃発の危機の全貌!

〈A5判: 上製〉 定価5000円〒520

(*々な具体例を見動かなかったのかで、坂本弁護士

か?

家事

件や仮

谷さんが

拉 は

致さ 家宅

ときに

を見

な

が

おら、大胆に、緒方宅盗聴恵

事

1 力

証する。

内部

年の方向を 大胆に、

発 \$

> L 0 た組織力

示

す。

7 件、

アメリカ大統領のテレビ演説に端を 発してカリブ海を軍事緊張に包んだ 13日間。互いに疑心暗鬼のケネディ とフルシチョフの暗闘-核戦争の 瀬戸際までいった戦後最大の事件の 全貌を極秘テープ議事録、再検討会 議の第一級史料、マクナマラ回顧録 などをもとに詳細に再現し、核抑止 力論に立つ今日の世界への警鐘を鳴 らすドキュメント。

部 二部 十月の核ミサイル ●目次 第

〒151 東京都渋谷区千駄ケ谷4-25-6 **新日本出版社 ☎**03(3423)8402(営) 郵便振替00130-0-13681

職警察官の手紙とともに、など、様々なれたときは、すぐ動かなりとの癒着など、様々なななが、様々なが、なぜ、坂 切り 捜査 込み、 だけ で 危 なく 機に あ る検察の 警察の民 P 我慢できず 本質 主的 を や警察との関係等にも わ 改革

天 判 1800円下

310

か

ŋ

やすく解

朔

枚貼 が 飛

定価一門 元んできて、 800 円 | | | | | | | |

な 道はあるのか

〒151 東京都渋谷区千駄ケ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営) 郵便振替00130-0-13681

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.22 Spring Issue

Contents

* A Movement in Japan for the Establishment of A Minimum Standard of Living and A Minimum Wage System

Toshio Kurokawa

Special Article: "New Conservative Economics" and Japanese Workers

* "New Conservative Economics" and "Deregulation is the Almighty" Theory in Japan

Takashi Kotani

* Comment on "New Employment Creation" Theory by Haruo Shimada

Shoichi Kitano

* Reactionary Political Economics and the Labor Movement

Nobuhiro Fujivoshi

Information at Home and Abroad

* New Labor Code of The Socialist Repubulic of Vietnam

Hisayoshi Serizawa

st On the Report of the Society for the Study of

Equal-opportunity Employment Questions

—Moves for the Adverse Revision of Equal-opportunity Employment Law and Labor Standard Law—

Fukuko Sakamoto

* Working Women's Network (Osaka) Starts

Shizuko Koedo

Book Review

* "Heisei Recession and the Service Industry" by Nobuo Isagai

Koji Nakahara

* "Medical Security for the Aged—A comparison between

Japan and Advanced Nations of the World" by Hideo Inoue, Masahiko Uemura and Shigeru Wakita

Taku Nomura

Introduction of New Publications

* "Labor Disputes and Related Labor Laws" by Noboru Kataoka

Madoka Saito

* "Community Welfare Plan in the Aging Society" by Tsutomu Suziki and others

Ryuichi Murata

* "The Course of the Public Health Movement—People, Society, Health" by Shuitsu Hino

Soichiro Giga

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114

Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.22 頒価1,250円 (年間購読料5,000円)

(会員の購読料は会費に含む)